

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年2月10日
【計算期間】	第21特定期間 (自 平成20年5月13日 至 平成20年11月10日)
【ファンド名】	モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド
【発行者名】	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ジョン・アール・アルカイヤ
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
【事務連絡者氏名】	岩佐 慎一
【連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-5424-5100
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

世界各国の高利回り公社債への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

ファンドの基本的性格

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく本ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、本ファンドに該当する商品分類及び属性区分に網掛けを付しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株 式	年 1 回	グローバル	あ り
一 般	年 2 回	日 本	な し
大型株	年 4 回	北 米	
中小型株	年 6 回（隔月）	欧 州	
債 券	年12回（毎月）	アジア	
一 般	日 々	オセアニア	
公 債	その他	中南米	
社 債		アフリカ	
その他債券		中近東（中東）	
クレジット属性 （低格付債）		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
資産複合			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

上記商品分類表及び属性区分表の各項目の定義は下記の通りです。なお、上記以外の項目を含む全分類・区分の項目及び定義については、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）にてご覧になれます。

■ 商品分類表の各項目の定義

単位型投信・追加型投信の区分	
(1) 単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2) 追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分	
(1) 国 内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2) 海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産（収益の源泉）による区分	
(1) 株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2) 債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 不動産投信 （リート）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4) その他資産	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
(5) 資産複合	目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

■ 属性区分表の各項目の定義

投資対象資産による属性区分	
株式	
(1) 一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2) 大型株	目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3) 中小型株	目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
債券	
(1) 一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2) 公債	目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3) 社債	目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4) その他債券	目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5) 格付等クレジットによる属性	目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）の発行体による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記（1）から（4）に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
不動産投信	これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
その他資産	組入れている資産を記載するものとする。
資産複合	以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
(1) 資産配分固定型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2) 資産配分変更型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

決算頻度による属性区分	
(1) 年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
(2) 年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
(3) 年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
(4) 年6回（隔月）	目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
(5) 年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日 々	目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7) その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

投資対象地域による属性区分（重複使用可能）	
(1) グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2) 日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4) 欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5) アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6) オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7) 中南米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8) アフリカ	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9) 中近東（中東）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10) エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジによる属性区分	
(1) 為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2) 為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

信託金限度額

本ファンドの信託金限度額は3,000億円です。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

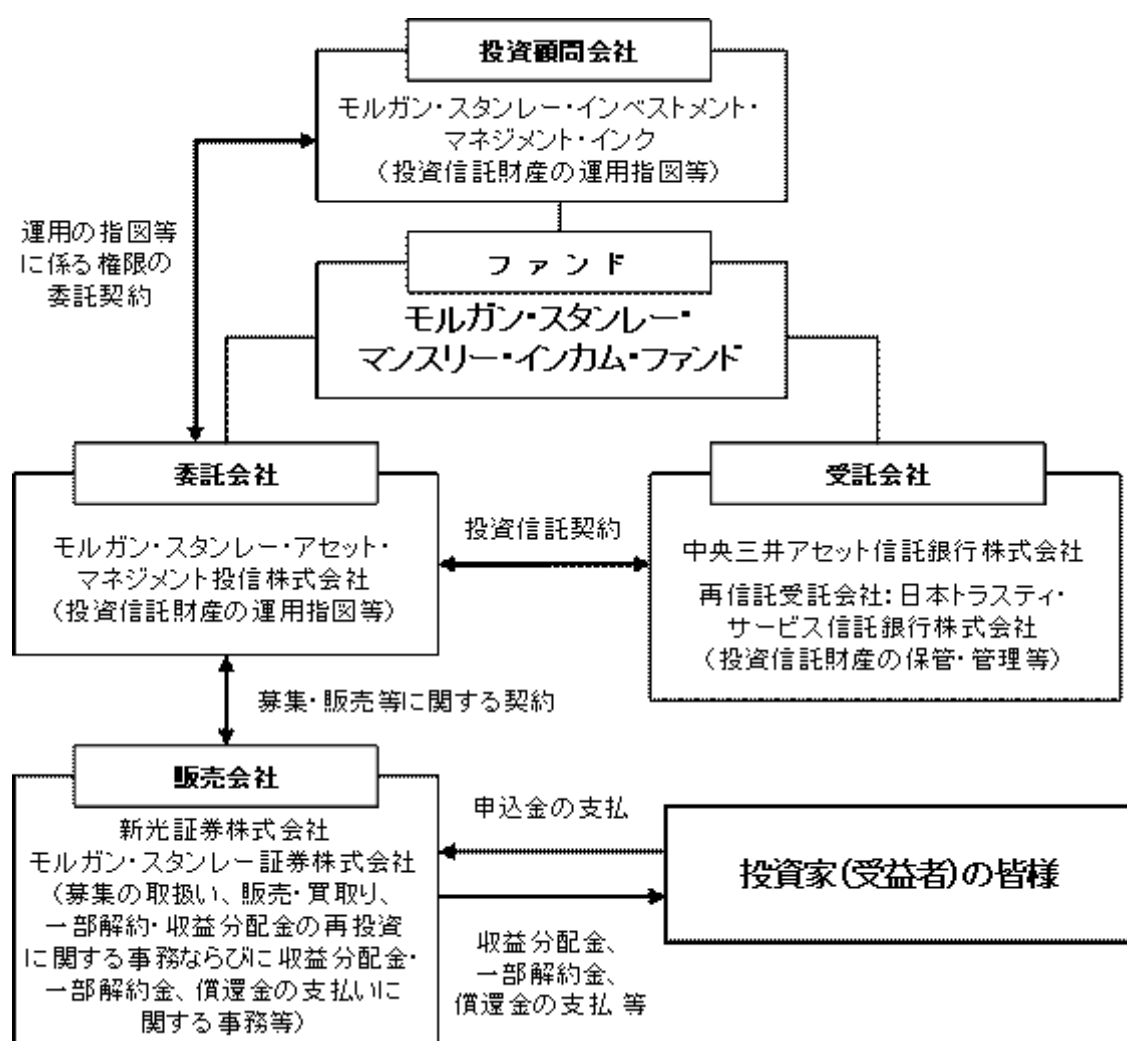
ファンドの特色

- ・主として米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債に投資し、高水準のインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として運用を行ないます。
- ・業種分析による分散投資とクレジット・リスク（信用リスク）分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行ないます。
- ・米ドル建ての高利回りを享受するため、組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- ・毎月の決算時に、収益分配方針に基づき每期安定した分配を行なうことを目指します。
- ・運用の指図に係る権限は、米国ニューヨーク所在の投資顧問会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに委託します。

ただし、市況動向、資金動向等により、委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。

（２）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 投資信託契約は、ファンドの運用に関する事項、委託会社、受託会社、ご投資家（受益者）のファンドに対する権利義務等を規定しています。
- 募集・販売等に関する契約は、ファンドの受益権の取得申込の受付、受益者への収益分配金・償還金の支払および一部解約の実行の請求の受付等について規定しています。
- 運用の指図等に係る権限の委託契約は、投資信託財産の運用の指図に係る権限の委託内容・範囲等について規定しています。

委託会社等の概況

- ・名称：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
- ・資本金の額：9億9,000万円（平成20年12月末日現在）
- ・会社の沿革
 - 昭和62年2月10日 モルガン・スタンレー投資顧問株式会社が設立
 - 昭和62年3月31日 投資顧問業登録
 - 昭和62年9月9日 投資一任業務認可
 - 平成7年8月1日 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
 - 平成7年9月14日 投資信託委託業務の免許取得
- ・大株主の状況（平成20年12月末日現在）
 - 名称：モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社
 - 住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
 - 所有株式数：4,502株
 - 発行済株式数に対する所有株式数の比率：100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

ファンドは、世界各国の高利回り公社債への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

運用方法

・投資対象

米ドル建ての高利回り社債および米ドル建てエマージング・カンントリー公社債を主要投資対象とします。また、米ドル建て転換社債および優先株式も投資対象とします。

・投資態度

・主として米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング・カンントリー公社債に投資し、高水準のインカム・ゲインの確保とキャピタル・ゲインの獲得を目指した運用を行ないます。

・業種分析に基づく分散投資とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行ないます。

・運用にあたっては、原則として次の範囲で投資を行ないます。

・米ドル建て高利回り社債へは、B B 格、B 格およびこれらに準じた格付のものを中心に、投資信託財産の純資産総額の80%程度を下限として投資します。

・米ドル建てエマージング・カンントリー公社債へは、投資信託財産の純資産総額の20%程度を上限として投資します。

・同一発行体の発行する銘柄への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

・モーゲージ担保証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

・米ドル建ての高利回りを享受するため、組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行ないません。ただし、外国為替相場に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢の変化や金利動向等によっては、為替ヘッジを行なう場合もあります。

・投資信託財産の運用の指図に係る権限を下記の者に委託します。

・委託先の名称モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

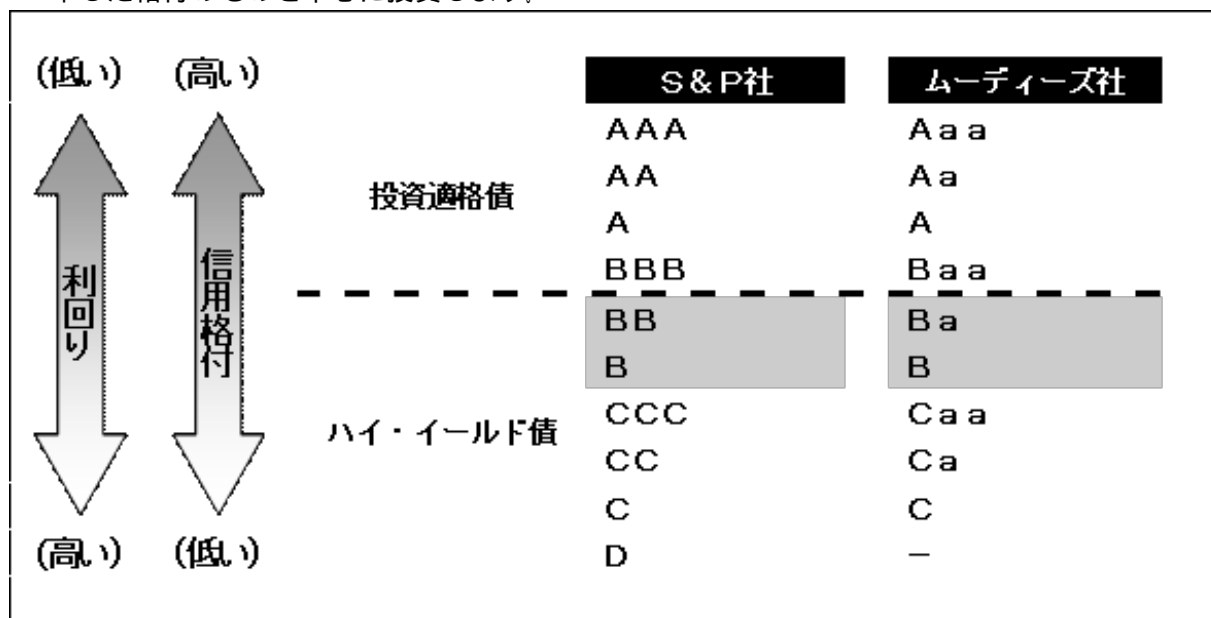
・委託先の所在地：米国ニューヨーク州ニューヨーク市

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス

●高利回り社債（ハイ・イールド債）とは

格付機関（スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）社、ムーディーズ・インベスターズ・サービス社など）によって評価される債券の信用格付のうち、B B（B a）格以下に格付けされている社債をいいます。ハイ・イールド債は、より信用格付の高い債券（投資適格債）と比べて信用リスクが高い分、利回りも相対的に高くなる傾向にあります。本ファンドではB B格、B格およびこれらに準じた格付のものを中心に投資します。



●エマージング・カントリー公社債とは

エマージング・カントリー（新興国）とは、一般に新興経済国、発展途上国等と認識される国々をいい、当ファンドではこうした国や現地企業が発行する政府債、政府機関債、社債等をエマージング・カントリー公社債とといいます。一般に、エマージング・カントリーは先進国と比較して政治・経済状態が不安定である等の理由によりリスクが相対的に高く、エマージング・カントリー公社債は先進国の公社債と比べて利回りが高くなる傾向にあります。

本ファンドの主な投資対象国は以下の通りです。

（平成20年12月末日現在）

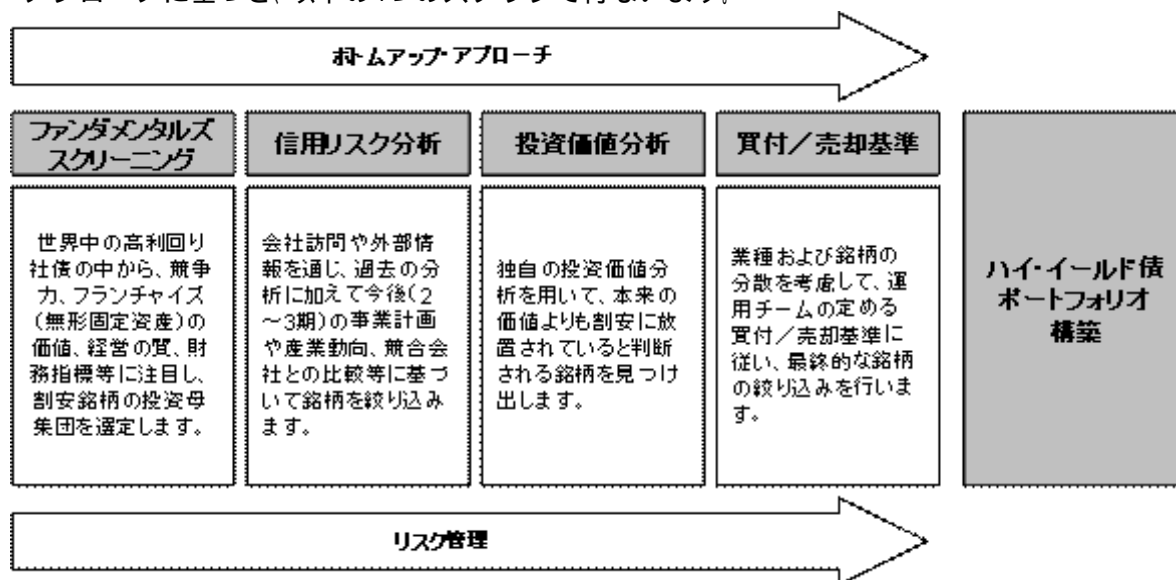
中南米・カリブ諸国	アジア	欧州・中東・アフリカ
アルゼンチン メキシコ ブラジル パナマ チリ ペルー コロンビア ベネズエラ 等	フィリピン 中国 マレーシア インドネシア 等	ブルガリア エジプト ポーランド トルコ ロシア 南アフリカ 等

ただし、上記以外の新興国の公社債に投資する場合があります。

●銘柄選定プロセス

- ・高利回り社債への投資にあたっては、業種分析および信用リスク分析により投資機会をとらえ、投資リスクをおさえることを目指します。
- ・新興国公社債への投資にあたっては、各国のファンダメンタルズ分析に基づいた国別投資配分を決定し、分散投資を基本とします。
- ・国または業種および銘柄の分散投資によりリスクの低減を図ります。

高利回り社債の組入銘柄の選定は、投資顧問会社のハイ・イールド債運用チームがモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループ内のリサーチ協力体制を活用し、ボトムアップ・アプローチに基づき、以下の4つのステップで行ないます。



エマージング・カントリー公社債の銘柄選定にあたっては、投資顧問会社のハイ・イールド債運用チームがモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループ内の他のリサーチ・チームから情報提供を受けて組入銘柄を決定します。

上記は平成20年12月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（２）【投資対象】

運用の指図範囲等

- ・委託会社（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第19条）
 - ・国債証券
 - ・地方債証券
 - ・特別の法律により法人の発行する債券
 - ・社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - ・転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと予め明確にしているもの及び会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債をいいます。以下同じ。）の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券
 - ・コマーシャル・ペーパー

- ・外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 ． から上記 ． までの証券または証書の性質を有するもの
 - ・投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - ・投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - ・外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - ・外国法人の発行する譲渡性預金証書
 - ・指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - ・貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - ・外国の者に対する権利で上記 ． の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記 ． の証券および上記 ． の証券または証書のうち上記 ． の証券の性質を有するものを「株式」といい、上記 ． から上記 ． までの証券および上記 ． の証券のうち上記 ． から上記 ． までの証券の性質を有するものならびに上記 ． の投資法人債券を「公社債」といい、上記 ． および上記 ． の証券（投資法人債券を除きます。）を「投資信託証券」といいます。
- ・委託会社は、信託金を、上記 ． に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。（約款第19条）
 - ・預金
 - ・指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - ・コール・ローン
 - ・手形割引市場において売買される手形
 - ・貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - ・外国の者に対する権利で上記 ． の権利の性質を有するもの
 - ・上記 ． にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 ． に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第19条）
 - ・委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、（約款第21条）

その他の取引に関する事項

委託会社は、約款に定める範囲において、下記の取引の指図を行うことができます。

- ・投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすること。（約款第23条第1項）
- ・投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、なら

びに金融商品市場または外国金融市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を、約款で規定する範囲において行うことの指図をすること。（約款第23条第2項）

- ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすること。（約款第23条第3項）
- ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことの指図をすること。（約款第24条）
- ・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けることの指図をすること。（約款第26条）
- ・投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図すること。（約款第28条）

（３）【運用体制】

・運用体制の特徴

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」（投資顧問会社）に運用の指図に関する権限を委託します。同社は、米国における新興国を含む株式および債券運用の拠点として、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループの中核を担っている運用会社であり、本ファンドの運用は同社のハイ・イールド債運用チームによって行われます。



・運用体制に関する社内規程

委託会社では、運用業務に係る役職員が遵守すべき以下の運用体制に関する社内規程等を定め、適正な行動基準の確立を通じて顧客の保護を図ります。

委託会社は、「業務方法書」において、委託会社の業務運営に関する基本原則や業務執行の方法を定めています。また、投資対象とする有価証券の種類等についても、「業務方法書」内で規定しています。

委託会社では、ファンドの運用にあたって、運用者が遵守すべき事項について「運用者服務規程」に定めています。当服務規程では、運用者に対し、その業務の公共性、社会的使命の重要性を十分に自覚させ、金融商品取引法および投資信託及び投資法人等に関する法律や諸規則等を遵守し、誠実に業務を遂行することを求めます。また、運用者は、ファンドの運用開始時に予め定めた「運用基本計画書」に基づいて運用することを求められます。運用に係る権限を再委託する場合においても、委託会社に所属する担当ポートフォリオ・スペシャリストは、再委託先の投資顧問会社において、当

該ファンド運用が投資方針・運用ガイドライン及び運用基本計画書・運用計画書等に沿って行われているかを適切に管理することを求められています。また、委託会社の定める「運用の再委託に関する規程」においては、再委託先の選定プロセス、選定基準等について定めています。

上記の他に委託会社では、行為規範等の様々な社内規程を定め、利益相反となる取引やインサイダー取引等の不正行為を排除するよう厳しく管理しています。

・内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社および再委託先の投資顧問会社では、運用部門から独立した下記の組織部門等が、前述の社内規程や投資方針・運用ガイドライン等の遵守状況を監督し、内部統制の妥当性や有効性を評価・検証する体制を確立しています。なお、当組織部門等には合計で15名程度の人員が配置されております。

コンプライアンス部

投資顧問会社では、コンプライアンス部門がファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を日次で監視します。一方、委託会社のコンプライアンス部門はこれらを四半期毎に確認します。

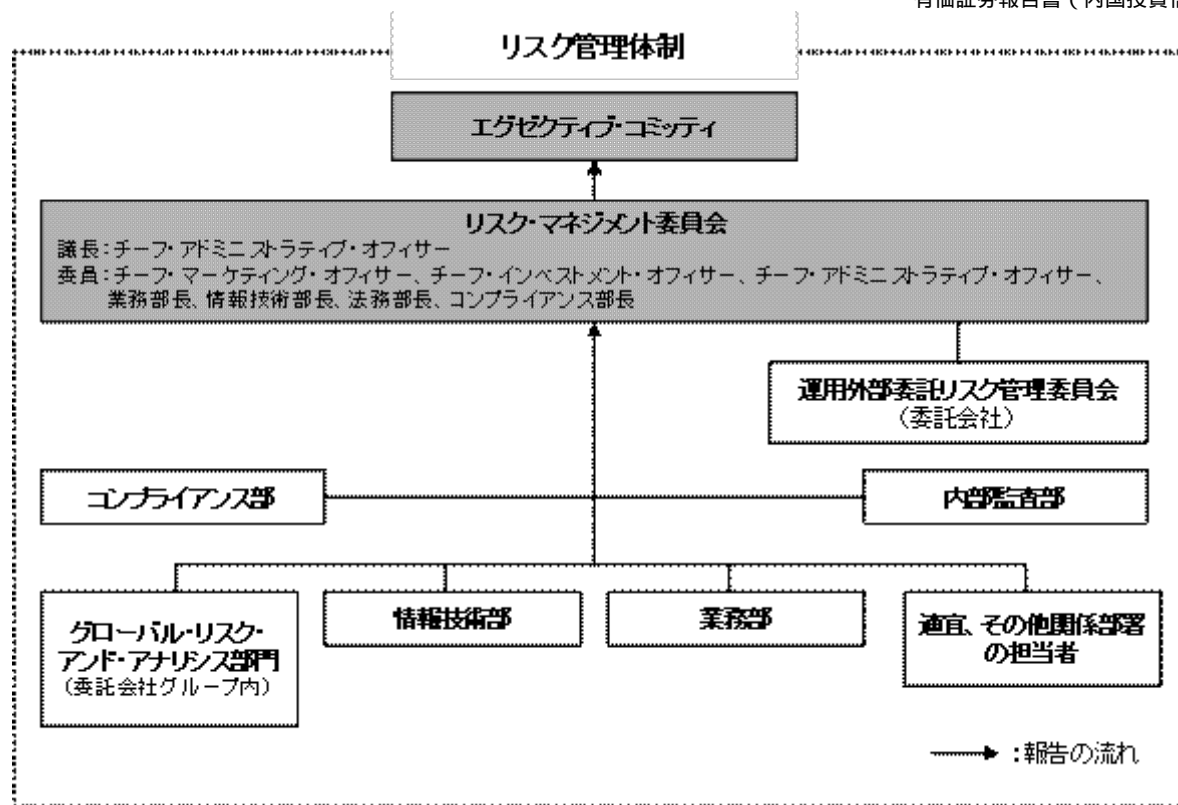
内部監査部

内部監査部は、委託会社や再委託先の投資顧問会社の内部統制の妥当性や有効性を定期的に検証・評価し、その結果を取締役に対して報告する責任を担っています。同部は、運用部門を含む各部署に内在するリスクを独自に評価し、そのリスク度合いに応じて9 - 51ヶ月の頻度で内部監査を実施し、監査結果を報告書にまとめます。報告書には、監査の目的、範囲、指摘事項、業務改善策等が記載され、委託会社の取締役をはじめとする関係管理者に配布されます。指摘事項があった場合は、その業務改善策が実行されているかの追跡調査を定期的に行い、その進捗結果を当該管理者や後述するリスク・マネジメント委員会に報告します。

リスク・マネジメント委員会

委託会社では、運用に係るリスク、情報技術に係るリスク、業務リスク、法的規制及びコンプライアンス上のリスク等、全社的な諸リスクに関する情報を共有し、それら諸リスク管理について基本的な方針を審議する目的で、原則として毎月リスク・マネジメント委員会を開催します。同委員会は、チーフ・アドミニストラティブ・オフィサーを議長とし、チーフ・マーケティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサー、チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、業務部長、情報技術部長、法務部長およびコンプライアンス部長により構成され、必要に応じてリスク管理上の事項について報告を行います。同委員会では、報告内容を審議し、関係組織に対して全社的な方針を指図します。

なお同委員会は、重大な問題が発生した場合には、委託会社の意思決定および業務執行のための機関であるエグゼクティブ・コミティに報告を行います。



運用外部委託リスク管理委員会

委託会社では、リスク・マネジメント委員会の小委員会として運用外部委託リスク管理委員会を設置しています。同委員会は、委託会社の運用委託先に係るリスク管理体制を強化することを目的としており、原則として四半期毎に開催されます。チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサー、第二運用部長、第三運用部長、第四運用部長、業務部長、運用分析部長、コンプライアンス部長、事務リスク管理担当者により構成されており、運用の再委託先の状況、運用ルールの遵守状況、事務ミスの状況等を確認します。なお、活動状況はリスク・マネジメント委員会に報告されます。

・委託会社による関係法人等の管理体制

委託会社では、ファンドに係る関係法人等に対して、下記の管理体制を敷いています。

投資顧問会社（ファンドの運用の再委託先）に対する管理体制

前述の「運用外部委託リスク管理委員会」の項をご覧ください。

受託会社に対する管理体制

委託会社では、信託財産の保全と事務リスク管理を目的として、下記の受託会社選定基準を設けています。

- 基準価額・純資産総額の算出能力およびその正確性
- 設定・解約代金の送金処理および資金繰り管理能力
- 証券決済・外国為替決済・証券の権利処理等の執行力

また、委託会社では、ファンド設定後においても、受託会社の事務処理能力に関する評価や、他の受託会社との比較分析を継続的に実施しています。さらに、受託会社より定期的に資産管理業務に関する「内部統制の整備及び運用状況の報告書」を受領し、受託会社の内部統制に関する状況把握に努めています。

上記は平成20年12月末日現在におけるものであり、今後変更になる場合があります。また、投資顧問会社についても委託会社の判断により今後見直される場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算日（原則として毎月10日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とし

す。)に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 分配金額は、原則として利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額の水準、市場環境等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ・ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- ・ 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（配当等収益）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ・ 売買損益に評価損益を加減した利益金額（売買益）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ・ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

（５）【投資制限】

約款に基づく投資制限

- ・ 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。（約款第19条）
- ・ 株式への投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券、ならびに社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限り、ます。（約款第19条）
- ・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。（約款別紙「運用の基本方針」）
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款第22条）
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（約款第25条）
- ・ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款第19条）

法令に基づく投資制限

- ・ 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式の議決権を含みます。以下本項において同じ。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ・ デリバティブ取引の取引制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

投資信託は、値動きのある有価証券等に投資します。また、外貨建資産に投資する場合は、外国為替相場の変動の影響を受けます。したがって、基準価額は変動しますので、元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

投資信託は預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で投資信託を取得する場合は、投資者保護基金の保護の対象にはなりません。

本ファンドの主なリスクは以下の通りです。ただし、以下の記述は全てのリスクを網羅したものではありません。

金利変動リスク

金利は、景気や経済の情勢等の変化を受けて変動し、それに伴って債券価格も変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。また、債券の値動きの幅は、残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。ファンドは、金利変動リスクを伴う債券などの有価証券に投資をするため、元本を割り込むことがあります。

信用リスク

発行国の債務返済能力等が変化した場合、あるいは発行企業が経営不振や資金繰りの悪化等に陥り、債券の利息や償還金が予め定められた条件で支払われなくなった（債務不履行）場合、もしくはこれらの状況が予想される場合には、当該公社債の価格が大きく下落する場合があります。本ファンドは、信用リスクを伴う債券などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。一般に、本ファンドが投資対象とする債券は、格付のより上位の債券と比較して債務不履行が生じるリスクが相対的に高いと考えられます。また、債務不履行が生じた場合には、債券価格が大きく下落し、それに伴い本ファンドの基準価額が下落することがあります。

為替変動リスク

外国為替相場は、国内外の経済要因や金利差により変動します。円安方向への為替相場の変動は（当該外貨の対円での価値の上昇として）基準価額の上昇要因のひとつとなりますが、円高方向への為替変動は（当該外貨の対円での価値の下落として）基準価額の下落要因のひとつとなります。ファンドは、為替変動リスクを伴う外貨建資産に投資するため、元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

一般に、有価証券の価格は、その発行国（または発行体が属する国・地域、以下同じ。）の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の影響を受けます。

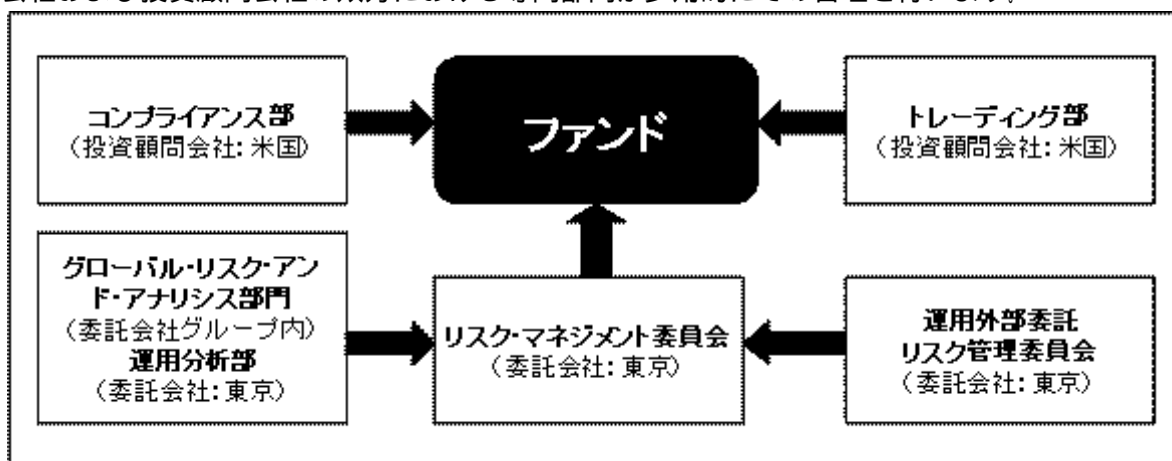
そのため、投資対象とする有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化が生じた場合には、金融・証券市場が混乱する等により、有価証券の価格が大きく変動することがあります。ファンドは、こうしたカントリーリスクを伴う有価証券に投資をするため、元本を割り込むことがあります。

解約による資金流出に伴うリスク

ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

（2）ファンドのリスクに対する管理体制

ファンドでは、運用ガイドラインの遵守状況およびポートフォリオ運用に関わるリスクについて、委託会社および投資顧問会社の双方における専門部門が多角的にその管理を行います。



パフォーマンスおよびリスク・モニタリング体制

委託会社の運用分析部が、月次でファンドのパフォーマンスおよびリスクの検証を行い、それを基に委託会社グループ内のグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がパフォーマンスおよびリスク等のモニタリングを実施しています。その中で異常値が認められた場合、各拠点のリスク・マネジメント委員会に報告を行います。同委員会による調査で運用状況に問題があると判断された場合には、同委員会は運用担当者にポートフォリオの精査を要請し、その結果報告を求めます。

売買執行体制

投資顧問会社において、運用部門から独立した組織であるトレーディング部門が売買を執行します。運用部門とトレーディング部門を組織として分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、社内牽制体制を確立しています。

コンプライアンス体制

前述の「運用体制」の項をご覧ください。

リスク・マネジメント委員会

前述の「運用体制」の項をご覧ください。

運用外部委託リスク管理委員会

前述の「運用体制」の項をご覧ください。

上記のリスク管理体制は平成20年12月末日現在におけるものであり、今後変更になることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込口数に応じ、発行価格に3.15%(税抜3.0%)の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.6275%(税抜1.55%)の率を乗じて得た額とし、その配分については純資産総額の残高に応じて次の通りとします。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
-------	------	------	------

500億円未満	0.8925% (税抜0.85%)	0.6825% (税抜0.65%)	0.0525% (税抜0.05%)
500億円以上1,000億円未満	0.84% (税抜0.80%)	0.735% (税抜0.70%)	
1,000億円以上	0.7875% (税抜0.75%)	0.7875% (税抜0.75%)	

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産から支弁されます。

なお、投資顧問会社（モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク）に支払う報酬は、信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬額から支弁されます。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券等を売買する際に生じる取引費用、外貨建資産の保管費用（以下、これらの消費税等相当額を含め「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、これらの費用は、原則として発生の都度、投資信託財産が実額を負担するため、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

諸経費の他、以下に定める費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ・投資信託財産に係る監査報酬
- ・法律顧問に対する報酬
- ・法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- ・有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- ・投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- ・公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ・投資信託振替制度に係る手数料および費用

委託会社は上記に定める諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定料率は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末および信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

	課税対象額	所得の種類・税率等
収益分配金	普通分配金相当額	配当所得（１） 源泉徴収（申告不要）20% （所得税15%、地方税5%）
一部解約金	解約価額が取得費用を上回る場合の差額	譲渡所得（２） 申告分離課税20% （所得税15%、地方税5%）
償還金	償還価額が取得費用を上回る場合の差額	

1：配当所得に対する課税は、上記の方法のほか、確定申告を行うことにより総合課税または申告分

離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間については、以下の特例措置が適用されます。

- 他の上場株式等を含めた配当所得の合計額が年間100万円（ただし年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）以下の場合には10%（所得税7%、地方税3%）の税率で源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。
- 年間の配当所得の合計額が100万円を超える場合は確定申告（総合課税または申告分離課税を選択）が必要となり、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）となります。

2：一部解約時の差益及び償還時の差益は、平成21年1月1日以降、所得税法上の所得の種類が配当所得から譲渡所得に変更になり、差益の計算方法も、個別元本超過額から取得費用超過額に変更になりました。取得費用には、当該受益権の取得時の価額のほか取得申込時の手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額が含まれます。

なお、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間については、以下の特例措置が適用されます。

- 他の上場株式等を含めた譲渡益の合計額が年間500万円以下の場合、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。源泉徴収選択口座をご利用の場合には源泉徴収が行われますので、原則として確定申告の必要はありません。
- 年間の譲渡益の合計額が500万円超の場合には、源泉徴収選択口座をご利用の場合も含め、確定申告を行う必要があります。税率は、500万円以下の部分について10%（所得税7%、地方税3%）、500万円超の部分について20%（所得税15%、地方税5%）となります。

一部解約時または償還時に差損（譲渡損）が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の譲渡益及び配当所得との間で損益通算を行うことができます。また、損益通算の結果、その年に控除し切れなかった譲渡損は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金相当額	平成21年3月31日まで 源泉徴収 7%（所得税7%） 平成21年4月1日以降 源泉徴収 15%（所得税15%）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

法人税の益金不算入制度は当ファンドには適用されません。その他詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込みに係る手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座等で同一ファンドを取得する場合は当該口座等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が特別分配金を受け取った場合は、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- ・当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

なお、販売会社による受益権の買取（買取請求制）の方法により受益権を換金した際の課税方法等につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

上記は平成20年12月末日現在において確定または判明している税務上の取扱いの概要を記したものであり、お取引の口座の種類やお取引の条件等によっては、上記と異なる取扱いとなる場合があります。また、法令改正等により今後変更になる可能性もあります。詳しくはお取引の販売会社にお問い合わせください。また、そのほか必要に応じて税務専門家にご確認・ご相談をされることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成20年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計（千円）	投資比率（％）
-------	------	----------	---------

株式	アメリカ			369	0.01
	小計			369	0.01
社債券	アメリカ			10,064,575	86.17
	カナダ			416,695	3.57
	ルクセンブルク			163,198	1.40
	オランダ			147,544	1.26
	フランス	67,189	0.58		
	イギリス			41,384	0.35
	デンマーク			22,061	0.19
	小計			10,922,649	93.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）				757,255	6.48
合計（純資産総額）				11,680,274	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）時価合計の単位未満は切捨て。

（注３）有価証券の評価方法は「ファンドの経理状況 １ 財務諸表（３）注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。

（注４）外貨建資産は、平成20年12月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

なお、平成20年12月30日現在における邦貨換算レートは、１米ドル＝91.03円です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（上位30銘柄）

（平成20年12月30日現在）

順位	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国・地域	種類	額面総額 (米ドル)	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	MGM MIRAGE	13	2013/11/15	アメリカ	社債券	2,900,000	8,078.91	234,288,462	8,716.12	252,767,552	2.16
2	INTELSAT CORP	9.25	2016/ 6 /15	アメリカ	社債券	2,940,000	7,546.51	221,867,419	8,010.64	235,512,816	2.02
3	FORD MOTOR CREDIT CO	7	2013/10/ 1	アメリカ	社債券	3,520,000	4,581.93	161,283,982	4,999.96	175,998,887	1.51
4	CSC HOLDINGS INC	7.625	2011/ 4 / 1	アメリカ	社債券	2,035,000	8,113.04	165,100,542	8,602.33	175,057,517	1.50
5	COMMUNITY HEALYH SYSTEMS	8.875	2015/ 7 /15	アメリカ	社債券	2,020,000	7,367.85	148,830,636	8,329.24	168,250,749	1.44
6	AES CORPORATION	8	2020/ 6 / 1	アメリカ	社債券	2,320,000	5,962.46	138,329,188	6,963.79	161,560,044	1.38
7	PACIFIC ENERGY PARTNERS	7.125	2014/ 6 /15	アメリカ	社債券	2,005,000	8,447.99	169,382,271	7,992.98	160,259,434	1.37
8	CROWN AMERICAS	7.625	2013/11/15	アメリカ	社債券	1,700,000	8,374.76	142,370,920	8,966.45	152,429,735	1.31
9	TEXAS COMPETITIVE ELECTR	10.5	2015/11/ 1	アメリカ	社債券	2,445,000	5,507.31	134,653,851	6,190.04	151,346,478	1.30
10	GEORGIA-PACIFIC	7.125	2017/ 1 /15	アメリカ	社債券	2,000,000	6,599.67	131,993,500	7,509.97	150,199,500	1.29
11	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	7.25	2011/10/25	アメリカ	社債券	2,855,000	4,622.06	131,959,997	5,207.28	148,667,847	1.27
12	DIRECTV HOLDINGS	7.625	2016/ 5 /15	アメリカ	社債券	1,650,000	7,874.09	129,922,567	8,784.39	144,942,517	1.24
13	PHILLIPS VAN-HEUSEN	7.25	2011/ 2 /15	アメリカ	社債券	1,845,000	7,373.42	136,039,783	7,828.58	144,437,301	1.24
14	ECHOSTAR DBS CORP	6.375	2011/10/ 1	アメリカ	社債券	1,680,000	7,805.82	131,137,818	8,397.51	141,078,294	1.21
15	GENL MOTORS ACCEPT CORP	6.875	2011/ 9 /15	アメリカ	社債券	2,330,000	3,823.03	89,076,655	6,017.01	140,196,549	1.20
16	CHESAPEAKE ENERGY CORP	6.375	2015/ 6 /15	アメリカ	社債券	2,010,000	6,099.01	122,590,101	6,872.76	138,142,576	1.18
17	QWEST COMMUNICATIONS INT	5.64875	2009/ 2 /15	アメリカ	社債券	1,512,000	9,091.10	137,457,575	9,103.00	137,637,360	1.18
18	SPRINT CAPITAL CORP	6.9	2019/ 5 / 1	アメリカ	社債券	2,155,000	5,515.89	118,867,430	6,245.68	134,594,546	1.15
19	GMAC LLC NOTE	6.75	2014/12/ 1	アメリカ	社債券	2,855,000	3,257.01	92,987,835	4,650.81	132,780,731	1.14
20	INTERFACE INC	9.5	2014/ 2 / 1	アメリカ	社債券	1,815,000	7,054.82	128,045,073	7,282.40	132,175,560	1.13
21	AMERICAN TOWER CORP	7.125	2012/10/15	アメリカ	社債券	1,420,000	8,556.82	121,506,844	8,875.42	126,031,035	1.08
22	INTERGEN NV	9	2017/ 6 /30	オランダ	社債券	1,705,000	7,145.85	121,836,827	7,327.91	124,940,950	1.07
23	SPRINT NEXTEL	6	2016/12/ 1	アメリカ	社債券	2,015,000	5,469.32	110,206,962	6,107.63	123,068,938	1.05
24	OMNICARE INC	6.75	2013/12/15	アメリカ	社債券	1,580,000	7,692.03	121,534,153	7,783.06	122,972,427	1.05
25	BROWN SHOE COMP INC	8.75	2012/ 5 / 1	アメリカ	社債券	1,790,000	6,781.73	121,393,056	6,781.73	121,393,056	1.04
26	NOVELIS INC	7.25	2015/ 2 /15	カナダ	社債券	2,295,000	5,234.22	120,125,463	5,279.74	121,170,033	1.04
27	MIRANT AMERICAS GENR LLC	8.5	2021/10/ 1	アメリカ	社債券	1,745,000	6,450.47	112,560,870	6,804.49	118,738,394	1.02
28	MASSEY ENERGY CO	6.875	2013/12/15	アメリカ	社債券	1,700,000	6,235.55	106,004,435	6,941.03	117,997,637	1.01
29	NATIONAL MENTOR HOLDINGS	11.25	2014/ 7 / 1	アメリカ	社債券	1,610,000	7,601.00	122,376,180	7,214.12	116,147,452	0.99
30	HOST MARRIOTT LP	6.375	2015/ 3 /15	アメリカ	社債券	1,790,000	5,985.22	107,135,482	6,485.88	116,097,386	0.99

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

（平成20年12月30日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（％）
社債券	93.51
合計	93.51

投資有価証券の種類	投資比率（％）
株式	0.01
合計	0.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

投資株式の業種別投資比率

（平成20年12月30日現在）

投資株式の種類		投資株式の業種	投資比率（％）
株式	外国	銀行	0.01
合計			0.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年12月30日および同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

（平成20年12月30日現在）

期	計算期間末または各月末	純資産総額（円）		１口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
１期	（平成10年５月11日）	49,579,336,629	50,446,571,013	1.0254	1.0434
２期	（平成10年６月10日）	58,758,784,350	59,170,889,537	1.0670	1.0745
３期	（平成10年７月10日）	63,719,178,928	64,162,111,669	1.0700	1.0775
４期	（平成10年８月10日）	68,173,916,890	68,639,839,915	1.0974	1.1049
５期	（平成10年９月10日）	55,456,837,806	55,833,999,136	0.9557	0.9622
６期	（平成10年10月12日）	44,117,668,203	44,480,084,164	0.7913	0.7978
７期	（平成10年11月10日）	47,706,889,398	48,068,804,996	0.8568	0.8633
８期	（平成10年12月10日）	50,259,651,325	50,641,690,791	0.8551	0.8616
９期	（平成11年１月11日）	52,068,693,875	52,491,959,166	0.7996	0.8061
10期	（平成11年２月10日）	58,072,970,409	58,533,070,866	0.8204	0.8269
11期	（平成11年３月10日）	63,996,641,608	64,486,518,277	0.8491	0.8556
12期	（平成11年４月12日）	67,502,342,148	68,008,680,239	0.8665	0.8730
13期	（平成11年５月10日）	67,830,104,537	68,344,303,067	0.8574	0.8639
14期	（平成11年６月10日）	66,717,143,435	67,247,465,240	0.8177	0.8242
15期	（平成11年７月12日）	69,745,893,182	70,286,201,040	0.8391	0.8456
16期	（平成11年８月10日）	63,864,373,539	64,402,180,091	0.7719	0.7784
17期	（平成11年９月10日）	60,006,931,995	60,538,946,490	0.7331	0.7396
18期	（平成11年10月12日）	56,564,657,056	57,081,507,295	0.7114	0.7179
19期	（平成11年11月10日）	54,028,470,452	54,528,816,008	0.7019	0.7084
20期	（平成11年12月10日）	49,570,943,068	50,037,002,438	0.6914	0.6979
21期	（平成12年１月11日）	47,678,670,796	48,122,790,598	0.6978	0.7043
22期	（平成12年２月10日）	46,976,401,329	47,403,953,005	0.7142	0.7207
23期	（平成12年３月10日）	44,399,456,494	44,813,759,653	0.6966	0.7031
24期	（平成12年４月10日）	41,114,491,100	41,510,350,281	0.6751	0.6816
25期	（平成12年５月10日）	38,717,538,386	39,085,181,687	0.6845	0.6910
26期	（平成12年６月12日）	35,991,983,292	36,345,814,783	0.6609	0.6674
27期	（平成12年７月10日）	35,497,587,549	35,845,961,281	0.6623	0.6688
28期	（平成12年８月10日）	34,886,414,759	35,230,642,044	0.6588	0.6653
29期	（平成12年９月11日）	34,792,739,331	35,142,654,230	0.6458	0.6523
30期	（平成12年10月10日）	35,403,266,593	35,767,475,792	0.6318	0.6383

期	計算期間末または各月末	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
31期	（平成12年11月10日）	33,605,573,189	33,976,650,613	0.5887	0.5952
32期	（平成12年12月11日）	32,824,580,485	33,197,668,276	0.5708	0.5773
33期	（平成13年 1 月10日）	37,139,471,051	37,525,225,796	0.6258	0.6323
34期	（平成13年 2 月13日）	41,622,434,298	42,035,158,784	0.6555	0.6620
35期	（平成13年 3 月12日）	45,814,022,819	46,124,536,827	0.6602	0.6647
36期	（平成13年 4 月10日）	45,795,083,932	46,136,809,444	0.6299	0.6346
37期	（平成13年 5 月10日）	46,318,981,575	46,692,275,543	0.6204	0.6254
38期	（平成13年 6 月11日）	47,954,908,731	48,362,247,922	0.6094	0.6145
39期	（平成13年 7 月10日）	52,707,192,828	53,099,672,556	0.6043	0.6088
40期	（平成13年 8 月10日）	52,784,571,158	53,237,880,705	0.5939	0.5990
41期	（平成13年 9 月10日）	53,001,762,246	53,458,207,664	0.5689	0.5738
42期	（平成13年10月10日）	49,050,729,445	49,466,313,280	0.5311	0.5356
43期	（平成13年11月12日）	50,213,951,421	50,683,628,934	0.5452	0.5503
44期	（平成13年12月10日）	53,379,656,359	53,843,115,909	0.5715	0.5764
45期	（平成14年 1 月10日）	57,085,317,897	57,578,346,277	0.6021	0.6073
46期	（平成14年 2 月12日）	56,306,226,435	56,740,941,799	0.5826	0.5871
47期	（平成14年 3 月11日）	53,102,554,905	53,535,369,799	0.5505	0.5550
48期	（平成14年 4 月10日）	55,840,177,540	56,270,631,618	0.5578	0.5621
49期	（平成14年 5 月10日）	55,831,953,209	56,252,887,546	0.5433	0.5474
50期	（平成14年 6 月10日）	54,032,425,036	54,460,192,657	0.5178	0.5219
51期	（平成14年 7 月10日）	48,600,543,361	49,000,265,412	0.4620	0.4658
52期	（平成14年 8 月12日）	46,462,241,406	46,877,859,776	0.4471	0.4511
53期	（平成14年 9 月10日）	46,905,894,265	47,290,514,795	0.4510	0.4547
54期	（平成14年10月10日）	46,994,706,875	47,381,530,795	0.4495	0.4532
55期	（平成14年11月11日）	46,857,367,886	47,243,186,230	0.4485	0.4522
56期	（平成14年12月10日）	50,252,887,747	50,622,881,105	0.4754	0.4789
57期	（平成15年 1 月10日）	50,525,700,929	50,868,841,157	0.4712	0.4744
58期	（平成15年 2 月10日）	51,195,365,846	51,539,327,148	0.4734	0.4765
59期	（平成15年 3 月10日）	50,888,436,563	51,193,502,019	0.4671	0.4699
60期	（平成15年 4 月10日）	52,889,982,083	53,213,071,560	0.4911	0.4941
61期	（平成15年 5 月12日）	53,219,959,290	53,542,699,084	0.4947	0.4977
62期	（平成15年 6 月10日）	54,389,524,244	54,700,070,663	0.5079	0.5108
63期	（平成15年 7 月10日）	54,937,067,297	55,250,908,980	0.5076	0.5105
64期	（平成15年 8 月11日）	54,772,826,336	55,081,550,891	0.4968	0.4996

期	計算期間末または各月末	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
65期	（平成15年9月10日）	56,014,101,225	56,303,852,346	0.5026	0.5052
66期	（平成15年10月10日）	53,530,709,814	53,800,640,053	0.4760	0.4784
67期	（平成15年11月10日）	53,572,318,796	53,873,679,797	0.4800	0.4827
68期	（平成15年12月10日）	52,389,584,431	52,675,203,153	0.4767	0.4793
69期	（平成16年1月13日）	52,862,788,864	53,169,889,118	0.4820	0.4848
70期	（平成16年2月10日）	51,635,314,315	51,876,292,424	0.4714	0.4736
71期	（平成16年3月10日）	54,713,446,544	54,997,626,137	0.4975	0.5000
72期	（平成16年4月12日）	51,809,625,504	52,094,443,463	0.4730	0.4756
73期	（平成16年5月10日）	53,644,741,760	53,906,564,339	0.4917	0.4941
74期	（平成16年6月10日）	51,725,341,122	52,005,558,376	0.4799	0.4825
75期	（平成16年7月12日）	50,769,777,509	51,048,479,959	0.4736	0.4762
76期	（平成16年8月10日）	52,183,720,311	52,439,371,102	0.4899	0.4923
77期	（平成16年9月10日）	52,380,844,238	52,656,703,659	0.4937	0.4963
78期	（平成16年10月12日）	52,291,966,620	52,577,123,351	0.4951	0.4978
79期	（平成16年11月10日）	51,065,926,126	51,319,176,334	0.4839	0.4863
80期	（平成16年12月10日）	50,914,174,400	51,169,358,288	0.4788	0.4812
81期	（平成17年1月11日）	50,632,034,515	50,898,321,858	0.4754	0.4779
82期	（平成17年2月10日）	51,642,744,003	51,888,995,981	0.4823	0.4846
83期	（平成17年3月10日）	50,905,308,822	51,141,046,525	0.4751	0.4773
84期	（平成17年4月11日）	50,814,028,062	51,089,010,018	0.4805	0.4831
85期	（平成17年5月10日）	47,935,602,509	48,187,354,177	0.4570	0.4594
86期	（平成17年6月10日）	48,468,814,291	48,736,697,566	0.4704	0.4730
87期	（平成17年7月11日）	50,555,112,506	50,830,990,838	0.4948	0.4975
88期	（平成17年8月10日）	50,175,214,356	50,439,292,348	0.4940	0.4966
89期	（平成17年9月12日）	48,834,296,734	49,106,000,718	0.4834	0.4861
90期	（平成17年10月11日）	49,648,483,752	49,899,387,034	0.4947	0.4972
91期	（平成17年11月10日）	50,045,288,361	50,293,933,290	0.5032	0.5057
92期	（平成17年12月12日）	50,777,612,883	51,061,041,668	0.5195	0.5224
93期	（平成18年1月10日）	48,134,583,851	48,357,840,362	0.4959	0.4982
94期	（平成18年2月10日）	49,400,597,613	49,641,241,963	0.5132	0.5157
95期	（平成18年3月10日）	48,564,613,609	48,783,569,804	0.5101	0.5124
96期	（平成18年4月10日）	47,343,510,320	47,584,635,067	0.5105	0.5131
97期	（平成18年5月10日）	43,664,210,245	43,882,402,947	0.4803	0.4827
98期	（平成18年6月12日）	43,894,452,026	44,128,416,571	0.4878	0.4904

期	計算期間末または各月末	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
99期	（平成18年7月10日）	42,644,544,384	42,847,734,004	0.4827	0.4850
100期	（平成18年8月10日）	42,425,341,957	42,641,376,785	0.4910	0.4935
101期	（平成18年9月11日）	42,408,942,194	42,629,605,549	0.4997	0.5023
102期	（平成18年10月10日）	42,817,696,243	43,018,335,630	0.5122	0.5146
103期	（平成18年11月10日）	41,422,123,475	41,632,812,101	0.5112	0.5138
104期	（平成18年12月11日）	40,656,357,003	40,864,630,798	0.5075	0.5101
105期	（平成19年1月10日）	41,013,417,065	41,210,581,580	0.5200	0.5225
106期	（平成19年2月13日）	41,482,723,815	41,708,423,743	0.5330	0.5359
107期	（平成19年3月12日）	39,997,990,536	40,175,230,966	0.5190	0.5213
108期	（平成19年4月10日）	39,771,469,253	39,961,903,553	0.5221	0.5246
109期	（平成19年5月10日）	39,591,673,227	39,778,322,362	0.5303	0.5328
110期	（平成19年6月11日）	39,073,433,297	39,271,533,476	0.5326	0.5353
111期	（平成19年7月10日）	38,357,602,821	38,537,878,913	0.5319	0.5344
112期	（平成19年8月10日）	35,607,432,227	35,800,245,985	0.4986	0.5013
113期	（平成19年9月10日）	33,580,586,297	33,763,177,239	0.4782	0.4808
114期	（平成19年10月10日）	34,649,109,426	34,820,036,667	0.5068	0.5093
115期	（平成19年11月12日）	31,270,919,185	31,450,517,306	0.4701	0.4728
116期	（平成19年12月10日）	30,531,771,506	30,674,374,758	0.4710	0.4732
117期	（平成20年1月10日）	28,745,257,315	28,902,809,069	0.4561	0.4586
118期	（平成20年2月12日）	26,581,219,905	26,733,313,552	0.4369	0.4394
119期	（平成20年3月10日）	24,495,521,824	24,613,109,916	0.4166	0.4186
120期	（平成20年4月10日）	23,907,718,501	24,038,870,404	0.4193	0.4216
121期	（平成20年5月12日）	24,306,623,382	24,441,077,962	0.4339	0.4363
122期	（平成20年6月10日）	24,466,161,150	24,597,542,627	0.4469	0.4493
123期	（平成20年7月10日）	22,794,162,800	22,921,547,918	0.4295	0.4319
124期	（平成20年8月11日）	22,464,592,027	22,594,153,510	0.4335	0.4360
125期	（平成20年9月10日）	21,011,974,615	21,125,204,151	0.4268	0.4291
126期	（平成20年10月10日）	15,366,760,239	15,474,767,073	0.3272	0.3295
127期	（平成20年11月10日）	13,825,067,035	13,920,361,269	0.3047	0.3068
128期	（平成20年12月10日）	11,399,132,701	11,492,387,526	0.2567	0.2588
	平成19年12月末日	30,475,976,791	-	0.4815	-
	平成20年1月末日	27,166,112,962	-	0.4420	-
	2月末日	25,567,457,436	-	0.4312	-

期	計算期間末または各月末	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
	平成20年3月末日	23,606,158,771	-	0.4109	-
	4月末日	24,697,332,683	-	0.4396	-
	5月末日	24,543,714,295	-	0.4456	-
	6月末日	23,086,614,792	-	0.4321	-
	7月末日	22,458,512,883	-	0.4302	-
	8月末日	21,954,699,125	-	0.4347	-
	9月末日	18,332,161,386	-	0.3829	-
	10月末日	13,807,440,829	-	0.3036	-
	11月末日	11,960,178,740	-	0.2675	-
	12月30日	11,680,274,008	-	0.2689	-

（注）分配落後純資産総額および分配落1口当たり純資産総額は、外国所得税控除額を考慮しております。

【分配の推移】

下記決算期中の分配は次のとおりです。

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0180
2期	0.0075
3期	0.0075
4期	0.0075
5期	0.0065
6期	0.0065
7期	0.0065
8期	0.0065
9期	0.0065
10期	0.0065
11期	0.0065
12期	0.0065
13期	0.0065
14期	0.0065
15期	0.0065
16期	0.0065
17期	0.0065
18期	0.0065
19期	0.0065
20期	0.0065
21期	0.0065
22期	0.0065
23期	0.0065
24期	0.0065
25期	0.0065
26期	0.0065
27期	0.0065
28期	0.0065
29期	0.0065
30期	0.0065
31期	0.0065
32期	0.0065
33期	0.0065

期	1口当たりの分配金（円）
34期	0.0065
35期	0.0045
36期	0.0047
37期	0.0050
38期	0.0052
39期	0.0045
40期	0.0051
41期	0.0049
42期	0.0045
43期	0.0051
44期	0.0050
45期	0.0052
46期	0.0045
47期	0.0045
48期	0.0043
49期	0.0041
50期	0.0041
51期	0.0038
52期	0.0040
53期	0.0037
54期	0.0037
55期	0.0037
56期	0.0035
57期	0.0032
58期	0.0032
59期	0.0028
60期	0.0030
61期	0.0030
62期	0.0029
63期	0.0029
64期	0.0028
65期	0.0026
66期	0.0024
67期	0.0027
68期	0.0026

期	1口当たりの分配金（円）
69期	0.0028
70期	0.0022
71期	0.0026
72期	0.0026
73期	0.0024
74期	0.0026
75期	0.0026
76期	0.0024
77期	0.0026
78期	0.0027
79期	0.0024
80期	0.0024
81期	0.0025
82期	0.0023
83期	0.0022
84期	0.0026
85期	0.0024
86期	0.0026
87期	0.0027
88期	0.0026
89期	0.0027
90期	0.0025
91期	0.0025
92期	0.0029
93期	0.0023
94期	0.0025
95期	0.0023
96期	0.0026
97期	0.0024
98期	0.0026
99期	0.0023
100期	0.0025
101期	0.0026
102期	0.0024
103期	0.0026

期	1口当たりの分配金（円）
104期	0.0026
105期	0.0025
106期	0.0029
107期	0.0023
108期	0.0025
109期	0.0025
110期	0.0027
111期	0.0025
112期	0.0027
113期	0.0026
114期	0.0025
115期	0.0027
116期	0.0022
117期	0.0025
118期	0.0025
119期	0.0020
120期	0.0023
121期	0.0024
122期	0.0024
123期	0.0024
124期	0.0025
125期	0.0023
126期	0.0023
127期	0.0021
128期	0.0021

【収益率の推移】

下記決算期中の収益率は次のとおりです。

期	期間収益率（％）
1 期	4.34
2 期	4.79
3 期	0.98
4 期	3.26
5 期	12.32
6 期	16.52
7 期	9.10
8 期	0.56
9 期	5.73
10期	3.41
11期	4.29
12期	2.81
13期	0.30
14期	3.87
15期	3.41
16期	7.23
17期	4.18
18期	2.07
19期	0.42
20期	0.57
21期	1.87
22期	3.28
23期	1.55
24期	2.15
25期	2.36
26期	2.50
27期	1.20
28期	0.45
29期	0.99
30期	1.16
31期	5.79
32期	1.94
33期	10.77

期	期間収益率（％）
34期	5.78
35期	1.40
36期	3.88
37期	0.71
38期	0.95
39期	0.10
40期	0.88
41期	3.38
42期	5.85
43期	3.62
44期	5.72
45期	6.26
46期	2.49
47期	4.74
48期	2.11
49期	1.86
50期	3.94
51期	10.04
52期	2.36
53期	1.70
54期	0.49
55期	0.60
56期	6.78
57期	0.21
58期	1.12
59期	0.74
60期	5.78
61期	1.34
62期	3.25
63期	0.51
64期	1.58
65期	1.69
66期	4.81
67期	1.41
68期	0.15

期	期間収益率（％）
69期	1.70
70期	1.74
71期	6.07
72期	4.40
73期	4.46
74期	1.87
75期	0.77
76期	3.95
77期	1.31
78期	0.83
79期	1.78
80期	0.56
81期	0.19
82期	1.94
83期	1.04
84期	1.68
85期	4.39
86期	3.50
87期	5.76
88期	0.36
89期	1.60
90期	2.85
91期	2.22
92期	3.82
93期	4.10
94期	3.99
95期	0.16
96期	0.59
97期	5.45
98期	2.10
99期	0.57
100期	2.24
101期	2.30
102期	2.98
103期	0.31

期	期間収益率（％）
104期	0.22
105期	2.96
106期	3.06
107期	2.20
108期	1.08
109期	2.05
110期	0.94
111期	0.34
112期	5.75
113期	3.57
114期	6.50
115期	6.71
116期	0.66
117期	2.63
118期	3.66
119期	4.19
120期	1.20
121期	4.05
122期	3.55
123期	3.36
124期	1.51
125期	1.01
126期	22.80
127期	6.23
128期	15.06

（注）収益率とは、計算期間末日の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日*における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した金額で表示されることがあります。

*「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年2月25日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時（年末年始など日本の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）の半休日は午前11時）までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行休業日には該当する日にはお申込みの受付を行いません。
- (2) 受益権の取得申込単位は、お申込のコースに応じて以下の通りとなります。

一般コース	10万口以上1万口単位
自動けいぞく投資コース	10万円以上1円単位

このほか、取得申込者と販売会社が別に定める契約に基づき取得申込を行う場合、当該販売会社が定める単位で取扱う場合があります。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

- (3) 受益権の発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号 03-5424-5130（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ www.morganstanley.co.jp/fund/

このほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「Mインカ」の略称で掲載されます。

「計算日」とは基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

- (4) 申込手数料は、取得申込口数または取得申込金額に応じ、発行価格に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。
- (5) 委託会社は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情が発生した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。
- (6) ファンドの受益権は振替制度に基づき管理され、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行の請求（以下「解約請求」ということがあります。）または販売会社による受益権の買取（以下「買取請求」ということがあります。）の方法により換金することができます。

（１）解約請求による換金

解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時（年末年始など日本の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）の半休日は午前11時）までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行休業日には該当する日にはお申込みの受付を行いません。

解約請求の単位は、お申込のコースに応じて以下の通りとなります。

一般コース	1万口単位
自動けいぞく投資コース	1口単位

解約時の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

解約価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号 03-5424-5130（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ www.morganstanley.co.jp/fund/

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約受益者との間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で、受益権の解約時に控除され投資信託財産中に留保される金額をいいます。

解約手数料はありません。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

委託会社は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして取扱います。

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、振替制度に基づき管理され、解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

（２）買取請求による換金

買取請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時（年末年始など日本の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）の半休日は午前11時）までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行休業日には該当する日にはお申込みの受付を行いません。

買取請求の単位は、お申込のコースに応じて以下の通りとなります。

一般コース	1万口単位
自動けいぞく投資コース	1口単位

買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額（基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）及び当該買取に関して当該販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

買取に係る手数料は原則としてありません。

買取代金は、原則として買取請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

販売会社は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社と協議のうえ、買取請求の受け付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして取扱います。

投信振替制度（平成19年1月4日開始）移行後も引続きお手許で受益証券を保有されている場合は、ご換金のお申込みに際し、個別に振替受益権に移行するための所定の手続が必要となり、ご換金までに所定の日数を要しますのでご留意下さい。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当りをもって表示されることがあります。

- 組入外国有価証券の評価は、原則として計算時に知りうる直近の日の時価（取引所の最終相場（終値）またはこれに準じた価格で社団法人投資信託協会規則で定めるもの）で評価します。
- 組入外貨建資産の評価は、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- 予約為替の評価は、原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（２）【保管】

該当事項なし

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は、平成10年2月25日から無期限とします。ただし、投資信託約款に定める信託終了（繰上償還）事由が生じた場合には、信託を終了することがあります。

（４）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（該当日）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了

委託会社は、信託期間中において、投資信託契約の一部解約等により残存受益権口数が30億口を下回った場合、または投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。具体的な手続は以下の通りです。

- ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ・上記　．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ・上記　．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。
- ・委託会社は、ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ・上記　．から　．までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記　．の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

上記のほか、委託会社は、以下の事由があるときは、上記の手続を経ずに信託を終了することがあります。

- ・委託会社が監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ・受託会社が辞任した後、または委託会社または受益者の請求に基づき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託者を選任できないとき

投資信託約款の変更

- ・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ・委託会社は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ・上記　．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ・上記　．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記　．の投資信託約款の変更をしません。

- ・委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

このほか、委託会社が監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、上記の手續にしたがいます。

運用報告書

委託会社は、原則として毎年5月、11月の決算日および信託終了日を基準日として、当該作成期間中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて受益者に交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

販売会社との募集・販売等に関する契約は、その有効期間を1年とすることを基本としますが、期間満了の3ヵ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長され、以降も同様となります。

投資顧問会社との運用の指図等に係る権限の委託契約は、原則として、ファンドの信託期間中において有効です。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に係る権限の委託を中止し、または委託の内容を変更することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

（1）収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定したファンド収益の分配を口数に応じて受領する権利を有します。

一般コースをお持ちの場合

- ・収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日前に一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。（原則として、決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。）

自動けいぞく投資コースをお持ちの場合

- ・収益分配金は、課税後、自動けいぞく投資契約に基づいて、決算日の基準価額により無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ・この場合、委託会社は、原則として、決算日（毎計算期間終了日）の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付し、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

受益者は、上記支払いの開始日から5年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、当該分配金は委託会社に帰属するものとします。

（2）償還金受領権

受益者は、保有口数に応じて償還金を受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日前に一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から

起算して5営業日目までにお支払いを開始します。）

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から払い込みを受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

（３）買戻し請求権（受益権の買取りまたは一部解約の実行請求権）

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に1万口単位（ただし自動けいぞく投資コースは1口単位）をもって買取りおよび一部解約の実行を請求する権利を有します。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。（詳しくは、前記第２ ２「換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更のうちその内容が重大なものを行う場合において、委託会社が約款に基づき定める一定の期間内に、委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この場合における買取請求の取扱い、委託会社と受託会社との協議により定めた手続きにより行うものとし、その内容および手続については、約款の規定に基づき行われる公告または書面に記載されます。

（５）帳簿閲覧請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に受益者に係る投資信託財産に関する法定帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

（1）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

（3）ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成19年11月13日から平成20年5月12日まで）および当特定期間（平成20年5月13日から平成20年11月10日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 (平成20年 5 月12日現在)	当特定期間末 (平成20年11月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	198,435,314	1,182,280,463
金銭信託	196,457	136,538
コール・ローン	364,348,402	290,218,787
株式	31,427,592	757,895
新株予約権証券	31,388	11,532
社債券	23,797,955,275	12,449,991,965
未収入金	189,135,718	565,166,583
未収利息	450,644,318	362,568,444
前払費用	34,978,225	14,375,149
その他未収収益	26,703,788	9,995,339
流動資産合計	25,093,856,477	14,875,502,695
資産合計	25,093,856,477	14,875,502,695
負債の部		
流動負債		
未払金	579,625,139	923,179,509
未払収益分配金	134,454,580	95,294,234
未払解約金	37,573,714	11,988,090
未払受託者報酬	1,126,959	635,286
未払委託者報酬	33,808,737	19,058,617
その他未払費用	643,966	279,924
流動負債合計	787,233,095	1,050,435,660
負債合計	787,233,095	1,050,435,660
純資産の部		
元本等		
元本	56,022,741,847	45,378,207,024
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	31,716,118,465	31,553,139,989
（分配準備積立金）	1,774,042,558	1,524,959,451
純資産合計	24,306,623,382	13,825,067,035
負債純資産合計	25,093,856,477	14,875,502,695

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 平成19年11月13日 至 平成20年 5 月12日	当特定期間 自 平成20年 5 月13日 至 平成20年11月10日
営業収益		
受取配当金	-	961,585
受取利息	1,070,052,853	912,150,735
有価証券売買等損益	482,864,733	5,721,593,166
為替差損益	1,894,206,285	491,735,206
その他収益	53,060,352	27,382,912
営業収益合計	1,253,957,813	5,272,833,140
営業費用		
受託者報酬	7,066,231	5,494,906
委託者報酬	211,986,927	164,847,141
その他費用	3,687,695	3,432,084
営業費用合計	222,740,853	173,774,131
営業利益又は営業損失（ ）	1,476,698,666	5,446,607,271
経常利益又は経常損失（ ）	1,476,698,666	5,446,607,271
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,476,698,666	5,446,607,271
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	25,118,726	108,740,663
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	35,246,903,637	31,716,118,465
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,209,085,953	6,296,285,933
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,209,085,953	6,296,285,933
剰余金減少額又は欠損金増加額	391,277,613	90,582,167
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	391,277,613	90,582,167
分配金	835,443,228	704,858,682
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	31,716,118,465	31,553,139,989

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	前特定期間 自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	当特定期間 自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月10日
1．有価証券の評価基準 および評価方法	組入有価証券（株式、新株予約権証券）については、移動平均法に基づき原則として時価で評価し、株式および新株予約権証券以外の組入有価証券については、個別法に基づき原則として時価で評価しております。 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における特定期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 特定期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場、もしくは当該金融商品取引所における特定期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	同左 金融商品取引所に上場されている有価証券 同左 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左 時価が入手できなかった有価証券 同左

項目	前特定期間 自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	当特定期間 自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月10日
2．デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として特定期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
4．収益および費用の計上基準	-----	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、平成19年11月10日および11日、平成20年 5月10日および11日が休日のため、平成19年11月13日から平成20年 5月12日までとなっております。	(1) 外貨建資産等の会計処理 同左 (2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、平成20年 5月10日および11日が休日のため、平成20年 5月13日から平成20年11月10日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前特定期間末 （平成20年5月12日現在）	当特定期間末 （平成20年11月10日現在）
1．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は31,716,118,465円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は31,553,139,989円であります。
2．当該特定期間の末日における受益権総数	56,022,741,847口	45,378,207,024口
3．1口当たり純資産額	0.4339円	0.3047円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自 平成19年11月13日 至 平成20年5月12日			当特定期間 自 平成20年5月13日 至 平成20年11月10日		
1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 69,787,397円			1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 60,496,218円		
2．分配金の計算過程 （自平成19年11月13日 至平成19年12月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は6,123,343,635円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、142,603,252円（1万口当たり22円）を分配金額としております。			2．分配金の計算過程 （自平成20年5月13日 至平成20年6月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は5,306,113,029円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、131,381,477円（1万口当たり24円）を分配金額としております。		
	金額（円）	1万口当たり（円）		金額（円）	1万口当たり（円）
A. 配当等収益	155,803,241	24.03	A. 配当等収益	156,189,113	28.53
B. 有価証券 売買等損益	-	-	B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	4,022,420,133	620.55	C. 収益調整金	3,415,557,128	623.93
D. 分配準備 積立金	1,945,120,261	300.07	D. 分配準備 積立金	1,734,366,788	316.82
分配可能額	6,123,343,635	944.65	分配可能額	5,306,113,029	969.28

前特定期間 自 平成19年11月13日 至 平成20年 5 月12日			当特定期間 自 平成20年 5 月13日 至 平成20年11月10日		
（自平成19年12月11日 至平成20年 1 月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 5,984,579,921円であるが、基準価額水準、 市況動向および収益分配方針を勘案し、 157,551,754円（1 万口当たり25円）を分配金 額としております。			（自平成20年 6 月11日 至平成20年 7 月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 5,146,211,981円であるが、基準価額水準、 市況動向および収益分配方針を勘案し、 127,385,118円（1 万口当たり24円）を分配金 額としております。		
	金額（円）	1 万口当たり （円）		金額（円）	1 万口当たり （円）
A. 配当等収益	167,258,522	26.54	A. 配当等収益	127,011,789	23.93
B. 有価証券 売買等損益	-	-	B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	3,919,148,793	621.88	C. 収益調整金	3,312,448,928	624.08
D. 分配準備 積立金	1,898,172,606	301.19	D. 分配準備 積立金	1,706,751,264	321.55
分配可能額	5,984,579,921	949.61	分配可能額	5,146,211,981	969.56
（自平成20年 1 月11日 至平成20年 2 月12日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 5,782,874,276円であるが、基準価額水準、 市況動向および収益分配方針を勘案し、 152,093,647円（1 万口当たり25円）を分配金 額としております。			（自平成20年 7 月11日 至平成20年 8 月11日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 5,064,593,660円であるが、基準価額水準、 市況動向および収益分配方針を勘案し、 129,561,483円（1 万口当たり25円）を分配金 額としております。		
	金額（円）	1 万口当たり （円）		金額（円）	1 万口当たり （円）
A. 配当等収益	154,838,302	25.45	A. 配当等収益	162,849,638	31.42
B. 有価証券 売買等損益	-	-	B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	3,787,484,366	622.55	C. 収益調整金	3,235,032,893	624.22
D. 分配準備 積立金	1,840,551,608	302.52	D. 分配準備 積立金	1,666,711,129	321.60
分配可能額	5,782,874,276	950.52	分配可能額	5,064,593,660	977.24

前特定期間 自 平成19年11月13日 至 平成20年 5 月12日			当特定期間 自 平成20年 5 月13日 至 平成20年11月10日		
（自平成20年 2 月13日 至平成20年 3 月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 5,563,266,286円であるが、基準価額水準、 市況動向および収益分配方針を勘案し、 117,588,092円（1万口当たり20円）を分配金 額としております。			（自平成20年 8 月12日 至平成20年 9 月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 4,812,735,367円であるが、基準価額水準、 市況動向および収益分配方針を勘案し、 113,229,536円（1万口当たり23円）を分配金 額としております。		
	金額（円）	1万口当たり （円）		金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	119,141,401	20.26	A. 配当等収益	121,826,777	24.74
B. 有価証券 売買等損益	-	-	B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	3,663,254,709	623.06	C. 収益調整金	3,073,902,114	624.39
D. 分配準備 積立金	1,780,870,176	302.89	D. 分配準備 積立金	1,617,006,476	328.45
分配可能額	5,563,266,286	946.21	分配可能額	4,812,735,367	977.58
（自平成20年 3 月11日 至平成20年 4 月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 5,447,266,782円であるが、基準価額水準、 市況動向および収益分配方針を勘案し、 131,151,903円（1万口当たり23円）を分配金 額としております。			（自平成20年 9 月11日 至平成20年10月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 4,605,828,541円であるが、基準価額水準、 市況動向および収益分配方針を勘案し、 108,006,834円（1万口当たり23円）を分配金 額としております。		
	金額（円）	1万口当たり （円）		金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	163,668,136	28.70	A. 配当等収益	120,702,733	25.70
B. 有価証券 売買等損益	-	-	B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	3,554,030,921	623.26	C. 収益調整金	2,932,540,662	624.48
D. 分配準備 積立金	1,729,567,725	303.30	D. 分配準備 積立金	1,552,585,146	330.61
分配可能額	5,447,266,782	955.26	分配可能額	4,605,828,541	980.79

前特定期間 自 平成19年11月13日 至 平成20年 5 月12日			当特定期間 自 平成20年 5 月13日 至 平成20年11月10日		
（自平成20年 4 月11日 至平成20年 5 月12日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 5,403,471,403円であるが、基準価額水準、 市況動向および収益分配方針を勘案し、 134,454,580円（1万口当たり24円）を分配金 額としております。			（自平成20年10月11日 至平成20年11月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 4,455,675,563円であるが、基準価額水準、 市況動向および収益分配方針を勘案し、 95,294,234円（1万口当たり21円）を分配金額 としております。		
	金額（円）	1万口当たり （円）		金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	179,372,733	32.01	A. 配当等収益	107,993,976	23.79
B. 有価証券 売買等損益	-	-	B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	3,494,974,265	623.84	C. 収益調整金	2,835,421,878	624.84
D. 分配準備 積立金	1,729,124,405	308.64	D. 分配準備 積立金	1,512,259,709	333.24
分配可能額	5,403,471,403	964.49	分配可能額	4,455,675,563	981.87
3. その他費用 監査報酬およびカストディ・フィー等の費用 を計上しております。			3. その他費用 同左		
4. 欠損金減少額および欠損金増加額 当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期 追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損 金増加額および欠損金減少額を差し引いた純額 で表示しております。			4. 欠損金減少額および欠損金増加額 同左		

（関連当事者との取引に関する注記）

前特定期間 自 平成19年11月13日 至 平成20年 5 月12日		当特定期間 自 平成20年 5 月13日 至 平成20年11月10日	
該当事項はありません。		同左	

（重要な後発事象に関する注記）

前特定期間 自 平成19年11月13日 至 平成20年 5 月12日	当特定期間 自 平成20年 5 月13日 至 平成20年11月10日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1．本報告書における開示対象ファンドの当該特定期間における元本額の変動

	前特定期間 自 平成19年11月13日 至 平成20年 5 月12日	当特定期間 自 平成20年 5 月13日 至 平成20年11月10日
期首元本額	66,517,822,822円	56,022,741,847円
期中追加設定元本額	718,941,721円	149,259,763円
期中一部解約元本額	11,214,022,696円	10,793,794,586円

2．有価証券関係

売買目的有価証券

	前特定期間末 （平成20年 5 月12日現在）		当特定期間末 （平成20年11月10日現在）	
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	31,427,592	205,853	757,895	281,000
新株予約権証券	31,388	31,389	11,532	7,092
社債券	23,797,955,275	469,348,300	12,449,991,965	806,598,957
合計	23,829,414,255	469,111,058	12,450,761,392	806,887,049

３．デリバティブ取引等関係

取引の状況に関する事項

前特定期間 自 平成19年11月13日 至 平成20年 5 月12日	当特定期間 自 平成20年 5 月13日 至 平成20年11月10日
1．取引の内容 ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1．取引の内容 同左
2．取引の利用目的および取引に対する取組方針 外貨建資金の受渡を行う際の円換算額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	2．取引の利用目的および取引に対する取組方針 同左
3．取引に係るリスクの内容 為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引は、信用度の高い金融機関との取引、あるいは流動性の高い市場での取引であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。	3．取引に係るリスクの内容 同左
4．取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引は運用担当部署が、業務部およびコンプライアンス部の承認を得て、取引の範囲等を定めた投資信託約款および社内規定に基づき実行しております。	4．取引に係るリスク管理体制 同左
5．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5．取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

取引の時価等に関する事項

前特定期間末（平成20年 5 月12日現在）

該当事項はありません。

当特定期間末（平成20年11月10日現在）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１）株式**

次表のとおりです。

（２）株式以外の有価証券

次表のとおりです。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

第４ 不動産等明細表

該当事項はありません。

第５ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第６ 借入金明細表

該当事項はありません。

有価証券明細表（株式）

平成20年11月10日現在

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	FANNIE MAE	6,100	1.17	7,137.00	
		VIATEL HOLDING BERMUDA	8	20.00	160.00	
		XO HOLDINGS INC	1,906	0.18	343.08	
	計	銘柄数：3			7,640.08	
					(757,895)	
		組入時価比率：0.0%			100.0%	
	合計				757,895	
					(757,895)	

（注1）通貨種類毎の計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注2）合計金額欄の（ ）は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

（注3）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券明細表（新株予約権証券）

平成20年11月10日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	米ドル	XO HOLDINGS INC A-CW10	3,813.00	53.38	
		XO HOLDINGS INC B-CW10	2,859.00	31.44	
		XO HOLDINGS INC C-CW10	2,859.00	31.44	
	計	銘柄数：3		116.26	
				(11,532)	
		組入時価比率：0.0%		100.0%	
	合計			11,532	
				(11,532)	

（注1）通貨種類毎の計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注2）合計金額欄の（ ）は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

（注3）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券明細表（外国公社債）

平成20年11月10日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	AES CORP	340,000.00	316,200.00	
		AES CORPORATION	1,430,000.00	1,194,050.00	
		AES CORPORATION	2,320,000.00	1,693,600.00	
		ALLTRISTA(JARDEN)CORP	1,150,000.00	891,250.00	
		AMERICAN TOWER CORP	1,420,000.00	1,341,900.00	
		ARAMARK CORP	460,000.00	404,800.00	
		ARVINMERITOR	1,145,000.00	658,375.00	
		AXCAN INTERMEDIATE HOLD	595,000.00	505,750.00	
		BALDOR ELECTRIC	705,000.00	562,237.50	
		BERRY PLASTICS HLDG CORP	980,000.00	426,300.00	
		BERRY PLASTICS HOLDING	1,425,000.00	819,375.00	
		BOMBARDIER INC	1,155,000.00	918,225.00	
		BROWN SHOE COMP INC	1,790,000.00	1,449,900.00	
		CANWEST MEDIA INC 8	2,886,761.00	1,775,358.01	
		CCH I LLC 11%	1,094,000.00	503,240.00	
		CCH II CCH II CP NOTE	797,000.00	486,170.00	
		CHAPARRAL ENERGY	2,595,000.00	1,284,525.00	
		CHAPARRAL ENERGY INC	390,000.00	193,050.00	
		CHARTER COMMUNICATIONS	875,000.00	721,875.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	2,010,000.00	1,608,000.00	
		CHESAPEAKE ENRGY	610,000.00	469,700.00	
		CIE GENER DE GEOPHYSIQUE	1,210,000.00	840,950.00	
		CIMAREX ENERGY CO	515,000.00	418,437.50	
		CITIZENS COMMUNICATIONS	815,000.00	700,900.00	
		CITIZENS COMMUNICATIONS	1,055,000.00	675,200.00	
		COLUMBIA/HCA	1,160,000.00	1,066,483.12	
		COMMUNITY HEALYH SYSTEMS	425,000.00	374,000.00	
		CONSTELLATION BRANDS INC	1,255,000.00	1,066,750.00	
		CROWN AMERICAS	1,700,000.00	1,555,500.00	
		CSC HOLDINGS INC	635,000.00	604,837.50	
		CSC HOLDINGS INC	565,000.00	504,262.50	
		DAVITA INC 6.625%	460,000.00	424,350.00	
		DEX MEDIA WEST	1,876,000.00	708,190.00	
		DIRECTV HOLDINGS	195,000.00	170,625.00	
		DIRECTV HOLDINGS	1,650,000.00	1,493,250.00	
		DYNEGY HOLDINGS INC	1,685,000.00	1,206,881.25	
		ECHOSTAR DBS CORP	1,680,000.00	1,516,200.00	
		EDISON MISSION ENERGY	850,000.00	709,750.00	
		EVRAZ GROUP SA NOTE	825,000.00	400,125.00	
		EXODUS COMM 11.625	4,765,171.44	0.00	
		EXPEDIA INC	715,000.00	532,675.00	
		FMC FINANCE III SA	795,000.00	663,825.00	
		FORD MOTOR CREDIT CO	3,520,000.00	1,804,619.52	
		FORD MOTOR CREDIT CO LLC	2,855,000.00	1,553,673.87	
		FOUNDATION PA COAL CO	755,000.00	617,212.50	
		FREEMPORT-MCMORAN COPPER	875,000.00	709,738.75	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	FREESCALE SEMICO	980,000.00	460,600.00	
		FRESENIUS MEDICAL CARE	1,275,000.00	1,192,125.00	
		GAZ CAPITAL SA	290,000.00	174,725.00	
		GENERAL MOTORS 8.375	1,275,000.00	331,500.00	
		GENL MOTORS ACCEPT CORP	2,330,000.00	1,211,227.20	
		GEORGIA-PACIFIC	2,000,000.00	1,460,000.00	
		GMAC LLC NOTE	2,855,000.00	1,243,552.35	
		GRAHAM PACKAGING 8.5	830,000.00	647,400.00	
		GRAHAM PACKAGING CO	1,550,000.00	1,069,500.00	
		GRAPHIC PACKAGING INTL	1,100,000.00	830,500.00	
		HARRAHS OPERATING CO INC	4,390,000.00	856,050.00	
		HCA INC	1,730,000.00	1,180,725.00	
		HCA INC	1,525,000.00	937,875.00	
		HCA INC	737,000.00	654,087.50	
		HELIX ENERGY SOLUTIONS	1,435,000.00	947,100.00	
		HILCORP ENERGY 7.75%	3,040,000.00	2,211,600.00	
		HOST MARRIOTT LP	3,240,000.00	2,430,000.00	
		IDEARC INC	4,485,000.00	807,300.00	
		INNOPHOS HOLDING IPHS	945,000.00	732,375.00	
		INNOPHOS INC	1,795,000.00	1,570,625.00	
		INTELSAT CORP	2,650,000.00	2,265,750.00	
		INTERFACE INC 10.375%	745,000.00	731,962.50	
		INTERFACE INC 9.5%	1,815,000.00	1,669,800.00	
		INTERGEN NV	1,705,000.00	1,406,625.00	
		INVACARE CORP	370,000.00	334,850.00	
		IRON MOUNTAIN INC	650,000.00	604,500.00	
		JOHNSON DIVERSEY INC	2,825,000.00	2,408,312.50	
		KAR HOLDINGS INC	830,000.00	477,250.00	
		KEY ENERGY SERVICES INC	745,000.00	562,475.00	
		KI HOLDINGS INC	1,055,000.00	828,175.00	
		KINDER MORGAN INC	580,000.00	508,950.00	
		KOPPERS INDUSTRY INC	670,000.00	619,750.00	
		L-3 COMMUNICATIONS CORP	315,000.00	266,175.00	
		LAS VEGAS SANDS CORP	1,485,000.00	694,237.50	
		LENDER PROCESS SERVICES	140,000.00	125,300.00	
		LIN TELEVISION CORP 6.5%	1,555,000.00	894,125.00	
		LVB ACQUISITION (BIOMET)	685,000.00	610,506.25	
		MASSEY ENERGY CO	1,700,000.00	1,385,500.00	
		MEDCO HEALTH SOLUTIONS	850,000.00	722,669.15	
		MGM MIRAGE	2,900,000.00	2,653,500.00	
		MGM MIRAGE INC	500,000.00	445,000.00	
		MICHAEL FOODS	1,660,000.00	1,452,500.00	
		MIRANT AMERICAS GENR LLC	1,325,000.00	980,500.00	
		NALCO COMPANY	855,000.00	803,700.00	
		NATIONAL MENTOR HOLDINGS	1,610,000.00	1,489,250.00	
		NEWFIELD EXPLORATION	325,000.00	236,437.50	
		NORDIC TELEPHONE CO	370,000.00	316,350.00	
		NORTEC INC	1,960,000.00	686,000.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	NORTEL NETWORKS LIMITED	995,000.00	517,400.00	
		NOVELIS INC	2,295,000.00	1,572,075.00	
		NRG ENERGY	1,000,000.00	875,000.00	
		NTL CABLE PLC	390,000.00	302,250.00	
		NTL CABLE PLC	215,000.00	162,862.50	
		NXP BV NXP FUNDING LLC	685,000.00	332,225.00	
		OMNICARE INC	1,580,000.00	1,366,700.00	
		OMNICARE INC	360,000.00	298,800.00	
		OPTI CANADA INC	1,460,000.00	859,575.00	
		OWENS BROCKWAY GLASS CON	1,210,000.00	1,095,050.00	
		OXFORD INDUSTRIES INC	1,330,000.00	1,097,250.00	
		P.H. GLATFELTER	640,000.00	576,000.00	
		PACIFIC ENERGY PARTNERS	2,005,000.00	1,854,266.10	
		PHILLIPS VAN-HEUSEN	1,845,000.00	1,651,275.00	
		PILGRIMS PRIDE	1,535,000.00	468,175.00	
		PROPEX FABRICS INC	1,870,000.00	14,025.00	
		PULTE HOMES INC	230,000.00	118,450.00	
		QWEST CAPITAL FUNDING	460,000.00	361,100.00	
		QWEST COMMUNICATIONS INT	1,117,000.00	1,077,905.00	
		RBS GLOBAL&REXNORD COR	1,580,000.00	1,161,300.00	
		REALOGY CORP	1,735,000.00	598,575.00	
		RELIANT ENERGY	1,575,000.00	1,204,875.00	
		RESIDENTIAL CAPITAL LLC	407,000.00	347,985.00	
		RESIDENTIAL CAPITAL LLC	77,000.00	28,875.00	
		RESIDENTIAL CAPITAL LLC	1,016,000.00	157,480.00	
		RHYTHMS NETCONNEC 14%	1,297,174.09	0.00	
		RHYTHMS NETCONNECTIONS	7,323,436.64	0.00	(注4)
		RITE AID CORP	1,270,000.00	476,250.00	
		SIERRA PACIFIC POWER CO	400,000.00	395,354.80	
		SIRIUS SATELLITE	725,000.00	264,625.00	
		SMITHFIELD FOODS INC	1,350,000.00	985,500.00	
		SONIC AUTOMOTIVE INC	825,000.00	375,375.00	
		SPRINT CAPITAL CORP	2,155,000.00	1,521,787.73	
		SPRINT NEXTEL	2,015,000.00	1,372,170.67	
		SUN HEALTHCARE	1,105,000.00	950,300.00	
		SUNGARDDATA SYSTEMS INC	1,440,000.00	1,270,800.00	
		SUPERVALU INC	1,140,000.00	1,014,600.00	
		SUPERVALU INC	540,000.00	448,200.00	
		TENET HEALTHCARE CORP	2,045,000.00	1,584,875.00	
		TERRA CAPITAL INC	1,725,000.00	1,492,125.00	
		TEXAS COMPETITIVE ELECTR	2,445,000.00	1,845,975.00	
		TXU ENERGY CO	1,530,000.00	1,155,150.00	
		UCAR FINANCE INC	108,000.00	103,680.00	
		UNITED AUTO GRP	1,360,000.00	822,800.00	
		VALASSIS COMM	785,000.00	361,100.00	
		VANGENT INC	1,235,000.00	734,825.00	
		VIMPELCOM NOTE	1,025,000.00	650,875.00	
		WARNER CHILCOTT CORP	1,185,000.00	1,048,725.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	WESTLAKE CHEMICALS	1,285,000.00	905,925.00	
		WIND ACQUISITION 144A	1,230,000.00	953,250.00	
		WINDSTREAM CORP	745,000.00	633,250.00	
		XM SATELLITE RADIO HLDGS	1,125,000.00	365,625.00	
	計	銘柄数：146		125,503,951.27	
				(12,449,991,965)	
		組入時価比率：90.1%		100.0%	
	合計			12,449,991,965	
				(12,449,991,965)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 種類毎の小計欄および合計金額欄の()は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

(注4) 償還日を過ぎておりますが、デフォルト(債務不履行)債であり、今後に入金の可能性があるため引き続き計上しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成20年12月30日現在）

種類	金額
資産総額	11,744,755,215円
負債総額	64,481,207円
純資産総額（ - ）	11,680,274,008円
発行済口数	43,438,056,140口
1口当たり純資産額（ / ）	0.2689円

第5【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定および解約の実績は次のとおりです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
1期	48,349,050,000	-
2期	6,720,440,000	-
3期	4,479,570,000	1,080,000
4期	2,575,090,000	-
5期	6,953,290,000	11,051,540,000
6期	2,904,847,887	5,173,360,000
7期	1,218,345,008	1,295,330,000
8期	4,908,849,909	1,812,870,281
9期	7,500,681,897	1,158,247,213
10期	6,528,897,126	861,948,597
11期	6,128,515,717	1,547,560,004
12期	4,766,501,806	2,233,975,295
13期	3,105,372,915	1,896,074,591
14期	5,450,465,042	2,969,961,321
15期	3,434,753,671	1,898,437,798
16期	1,938,646,239	2,323,462,483
17期	2,065,361,389	2,956,447,145
18期	802,665,898	3,135,628,357
19期	448,500,750	2,987,682,649
20期	419,402,464	5,694,200,381
21期	522,601,432	3,897,919,497
22期	673,304,613	3,222,247,164
23期	325,845,900	2,364,079,287
24期	707,789,441	3,545,324,454
25期	247,692,227	4,588,596,909
26期	853,978,559	2,958,151,825
27期	1,152,387,614	2,012,763,483
28期	1,043,062,205	1,680,977,016
29期	1,866,606,746	948,985,992
30期	3,384,937,190	1,228,417,422
31期	2,611,878,455	1,555,228,330
32期	2,738,221,898	2,324,695,885
33期	3,107,967,167	1,263,443,800
34期	8,048,087,583	3,898,896,737
35期	8,265,126,332	2,365,637,547
36期	6,045,840,429	2,733,848,293
37期	3,012,025,620	1,060,787,603
38期	5,054,467,313	1,016,493,526

期	設定口数（口）	解約口数（口）
39期	10,626,793,416	2,105,843,528
40期	6,107,878,110	4,441,370,488
41期	6,416,558,158	2,134,520,717
42期	2,915,208,994	3,729,508,020
43期	2,340,492,022	2,598,825,447
44期	2,871,603,499	1,555,832,393
45期	3,359,685,260	1,955,936,409
46期	5,620,857,966	3,782,446,977
47期	3,582,208,538	3,767,345,957
48期	5,179,974,492	1,540,798,360
49期	4,304,106,817	1,645,910,586
50期	2,934,138,451	1,357,096,260
51期	2,282,178,287	1,433,002,758
52期	905,752,571	2,176,515,069
53期	1,351,894,250	1,274,730,321
54期	1,731,716,506	1,181,126,190
55期	1,455,529,515	1,517,371,427
56期	2,772,350,597	1,545,125,928
57期	2,794,637,385	1,275,704,061
58期	2,765,438,013	1,845,362,858
59期	2,632,063,851	1,831,511,725
60期	1,896,577,553	3,152,033,831
61期	2,636,196,923	2,752,758,005
62期	1,633,718,429	2,128,677,616
63期	3,066,985,442	1,930,687,332
64期	3,053,130,726	1,015,631,308
65期	2,124,010,567	940,041,215
66期	2,054,939,181	1,026,745,101
67期	667,136,809	1,522,884,423
68期	1,042,990,811	2,763,723,824
69期	2,242,856,180	2,458,646,559
70期	1,504,603,300	1,647,761,173
71期	2,212,251,796	1,761,655,114
72期	849,110,551	1,289,842,524
73期	402,355,493	854,983,251
74期	772,964,773	2,089,839,097
75期	1,028,574,758	1,611,191,589
76期	1,035,990,068	1,708,077,056
77期	1,327,756,679	1,749,142,143
78期	1,117,781,898	1,603,955,270

期	設定口数（口）	解約口数（口）
79期	1,474,676,081	1,567,360,136
80期	1,914,736,268	1,109,036,340
81期	1,194,637,871	1,006,320,571
82期	1,371,795,175	820,655,159
83期	1,076,236,094	988,812,172
84期	967,530,214	2,358,740,456
85期	585,558,868	1,451,321,326
86期	835,560,565	2,700,060,330
87期	906,549,363	1,761,418,166
88期	893,703,458	1,502,404,959
89期	730,153,487	1,275,166,443
90期	743,712,966	1,405,845,556
91期	529,407,555	1,432,748,954
92期	373,457,704	2,097,365,418
93期	319,397,162	985,412,570
94期	596,103,752	1,406,412,007
95期	460,852,577	1,520,246,962
96期	253,502,509	2,711,561,112
97期	221,703,118	2,048,364,238
98期	444,813,531	1,372,075,994
99期	478,718,502	2,121,769,109
100期	271,307,038	2,200,688,758
101期	642,544,705	2,185,954,888
102期	400,910,410	1,671,686,752
103期	191,601,916	2,757,259,749
104期	352,235,806	1,281,016,948
105期	117,725,127	1,357,224,831
106期	240,301,108	1,278,545,724
107期	218,802,163	985,306,797
108期	214,734,669	1,102,071,431
109期	198,649,104	1,712,715,214
110期	81,009,879	1,370,227,028
111期	130,030,718	1,390,030,493
112期	99,700,369	797,634,460
113期	80,037,894	1,265,255,222
114期	128,260,339	1,984,649,637
115期	64,926,492	1,918,000,107
116期	73,688,828	1,771,851,504
117期	271,460,131	2,070,418,326
118期	137,934,798	2,321,177,788

期	設定口数（口）	解約口数（口）
119期	98,211,409	2,141,624,109
120期	37,776,367	1,809,255,974
121期	99,870,188	1,099,694,995
122期	14,857,175	1,295,316,765
123期	24,309,036	1,689,458,552
124期	23,296,505	1,275,835,977
125期	25,631,191	2,619,991,104
126期	13,346,471	2,284,086,552
127期	47,819,385	1,629,105,636
128期	12,964,152	984,111,376

（注１）本邦外における販売および解約はありません。

（注２）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成20年12月末日現在の委託会社の資本金の額は、9億9,000万円です。

委託会社が発行する株式の総数は1万8,000株、うち発行済株式総数は4,502株です。

最近5年間における資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

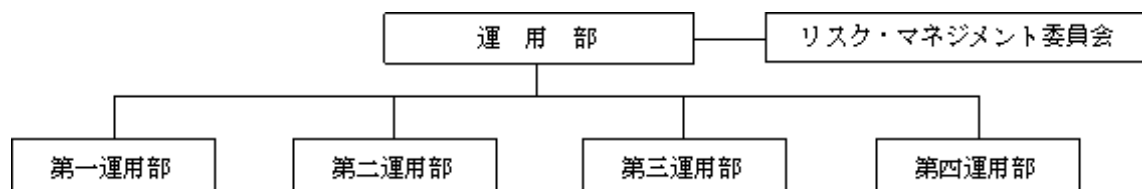
委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資運用の意思決定機構



委託会社の運用部門は、資産クラスごとに4つの部により構成されて主な担当業務は次のとおりです。

第一運用部・・・	日本株式
第二運用部・・・	債券
第三運用部・・・	外国株式およびリート
第四運用部・・・	オルタナティブ（リートを除く）

第一運用部の日本株式の運用では、アクティブ型運用商品については、日本株式運用チームが運用の基本方針を策定し、運用計画を立案、実行します。

第二運用部の債券運用では、グローバル債券型運用商品については、日本の債券運用チームがグローバル債券チームの一員として基本方針を策定し、運用計画を立案、実行します。なお、国内債券型運用商品については、債券運用チームが運用の基本方針を策定し、運用計画を立案、実行します。

第三運用部の外国株式運用では、パッシブ型の運用商品については、外国株式運用チームが運用の基本方針を策定し、運用計画を立案、実行します。また、アクティブ型運用商品に関しては、運用の基本方針の策定、運用計画の立案はグループ海外運用拠点が行い、実行は外国株式運用チームが行います。リートの運用についても、運用の基本方針の策定、運用計画の立案はグループ海外運用拠点が行い、実行は外国株式運用チームが行います。

第四運用部は、リート以外の商品、ファンド・オブ・ヘッジファンズおよびプライベート・エクイティ等への投資を担当します。

なお、委託会社では、一部の運用商品については、運用に関わる権限の一部をグループの海外拠点に運用

委託を行います。その場合、グループ海外運用拠点において運用の基本方針が策定され、運用計画が立案、実行されます。

運用方針・ガイドライン等の遵守状況の確認およびパフォーマンス評価は「リスク・マネジメント委員会」が行い、必要に応じて運用部に対してその対応を指示します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定・運用および管理等を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言・代理業および投資運用業を行っています。

委託会社の運用する親投資信託を除く証券投資信託は平成20年12月末日現在、以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額 (単位:円)
追加型株式投資信託	71	739,808,619,143
合計	71	739,808,619,143

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」により作成しております。

なお、第13期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）」に基づき、第14期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、第13期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第14期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）に係る中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

科 目	第13期 [平成19年3月31日現在]			第14期 [平成20年3月31日現在]		
	内訳	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳	金額 (千円)	構成比 (%)
資産の部						
流動資産						
預金		5,612,688			3,628,348	
支払委託金		713			-	
収益分配金	713			-		
前払金		-			174	
前払費用		24,383			5,044	
未収委託者報酬		1,169,088			1,092,566	
未収収益		1,772,808			1,587,364	
未収還付法人税等		479,000			-	
繰延税金資産		116,497			186,256	
その他		95			2,987	
流動資産計		9,175,273	94.3		6,502,740	91.0
固定資産						
有形固定資産 1		5,801			5,086	
建物	2,288			1,622		
器具備品	3,512			3,464		
投資その他の資産		545,629			637,214	
投資有価証券	202			6,114		
繰延税金資産	544,206			630,880		
預託金	1,200			200		
その他	20			20		
固定資産計		551,430	5.7		642,301	9.0
資産合計		9,726,704	100.0		7,145,042	100.0
負債の部						
I 流動負債						
預り金		21,899			26,295	
未払金		435,182			480,017	
未払収益分配金	18,706			13,798		
未払償還金	38,481			80,604		
未払手数料	294,994			318,114		
未払消費税等	82,966			66,710		
その他未払金	34			789		
未払費用		1,075,520			805,446	
未払法人税等		-			354,000	
賞与引当金		240,944			266,145	
前受収益		67,847			68,730	
その他		2,027			-	
流動負債計		1,843,421	19.0		2,000,634	28.0
固定負債						
退職給付引当金		1,237,442			1,449,564	
固定負債計		1,237,442	12.7		1,449,564	20.3
負債合計		3,080,863	31.7		3,450,198	48.3
純資産の部						
株主資本						
1 資本金		990,000	10.2		990,000	13.9
2 資本剰余金						
資本準備金	765,000			765,000		

資本剰余金合計		765,000	7.9		765,000	10.7
3	利益剰余金					
	その他利益剰余金	4,890,838		1,940,368		
	繰越利益剰余金					
	利益剰余金合計		4,890,838		50.3	1,940,368
	株主資本計	6,645,838	68.3		3,695,368	51.7
II 評価・換算差額等						
1	その他有価証券評価差額金	1	0.0		525	0.0
純資産合計		6,645,840	68.3		3,694,843	51.7
負債・純資産合計		9,726,704	100.0		7,145,042	100.0

（２）【損益計算書】

科 目	第 13 期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日			第 14 期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		
	内 訳	金 額 (千円)	百分比 (%)	内 訳	金 額 (千円)	百分比 (%)
営 業 収 益						
委託者報酬		5,355,832			5,490,413	
投資顧問料		5,930,608			7,005,094	
その他営業収益		1,475,326			1,345,054	
営 業 収 益 計		12,761,768	100.0		13,840,562	100.0
営 業 費 用						
支払手数料		1,173,198			1,265,633	
広告宣伝費		18,909			10,173	
公告費		3,674			-	
受益証券発行費		4,828			-	
調査費		2,947,310			3,995,869	
調査費	125,434			131,619		
委託調査費	2,821,876			3,864,250		
委託計算費		179,396			189,976	
営業雑経費		999,254			1,101,446	
通信費	2,932			10,874		
印刷費	68,171			97,411		
諸会費	14,337			15,606		
外部委託費	894,351			958,919		
その他	19,461			18,635		
営 業 費 用 計		5,326,572	41.7		6,563,100	47.4
一 般 管 理 費						
給料		3,059,510			3,191,880	
役員報酬	11,027			174,701		
給料・手当	1,374,068			1,697,070		
賞与	894,451			797,494		
出向者負担金	779,963			522,613		
交際費		19,676			12,658	
寄付金		-			585	
旅費交通費		113,287			108,477	
租税公課		23,172			33,714	
不動産賃借料		357,176			472,661	
退職給付費用		252,027			313,338	
固定資産減価償却費		714			714	
器具備品費		151,062			123,921	
経営指導料		706,620			777,691	
事務委託費		453,271			457,886	
諸経費		755,207			716,930	
一 般 管 理 費 計		5,891,725	46.2		6,210,460	44.9
営 業 利 益		1,543,469	12.1		1,067,001	7.7
営 業 外 収 益						
受取利息		1,041			696	
有価証券売却益		20			5	
雑収入		14,358			11,528	
法人税等還付加算金		-			13,217	
その他		3,390			235	
営業外収益計		18,810	0.1		25,682	0.2
営業外費用						

有価証券売却損		-			754	
為替差損		57,718			62,908	
雑損		9,542			1,185	
営業外費用計		67,261	0.5		64,847	0.5
経常利益		1,495,019	11.7		1,027,836	7.4
特別損失						
投資有価証券評価損		1,454			-	
特別損失計		1,454	0.0		-	-
税引前当期純利益		1,493,564	11.7		1,027,836	7.4
法人税、住民税及び事業税	2	573,696		634,377		
法人税等調整額		88,541	662,237	5.2	156,071	478,306
当期純利益		831,326	6.5		549,530	4.0

（３）【株主資本等変動計算書】

第13期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						評価・ 換算差額等	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
平成 1 8 年 3 月 3 1 日残高	990,000	765,000	765,000	4,059,512	4,059,512	5,814,512	-	5,814,512
当事業年度の変動額								
当期純利益				831,326	831,326	831,326		831,326
株主資本以外の項目の 当期変動額							1	1
当事業年度の変動額合計	-	-	-	831,326	831,326	831,326	1	831,327
平成 1 9 年 3 月 3 1 日残高	990,000	765,000	765,000	4,890,838	4,890,838	6,645,838	1	6,645,840

第14期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						評価・ 換算差額等	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
平成１９年３月３１日残高	990,000	765,000	765,000	4,890,838	4,890,838	6,645,838	1	6,645,840
当事業年度の変動額								
剰余金の配当				3,500,000	3,500,000	3,500,000		3,500,000
当期純利益				549,530	549,530	549,530		549,530
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							526	526
当事業年度の変動額合計	-	-	-	2,950,469	2,950,469	2,950,469	526	2,950,996
平成２０年３月３１日残高	990,000	765,000	765,000	1,940,368	1,940,368	3,695,368	525	3,694,843

重要な会計方針

項 目	第 13 期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第 14 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	其他有価証券 時価のあるものについては期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。 時価のないものについては総平均法による原価法を採用しています。減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の一株当たりの純資産額を基礎として算出した実質価額が、「帳簿価額」に比べ50%以上下落した場合に全て減損処理を行っています。	其他有価証券 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 6年～15年 器具及び備品 3年～10年	有形固定資産 同 左
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。	同 左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上することとしています。当期においては、過去に貸倒実績がないことから、貸倒引当金の計上はありません。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）を計上しています。また、一部従業員を対象に追加退職金制度支給額も計上しています。 (3) 賞与引当金 従業員の賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 退職給付引当金 同 左 (3) 賞与引当金 同 左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。	同 左
6. 収益の計上基準	投資顧問料収入には、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された金額、成功報酬は顧客との投資顧問契約で定める計算方法により報酬金額確定時にその報酬金額を収益として計上しております。	同 左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税および地方消費税の会計処理方法は税抜方式によっています。	同 左

重要な会計方針の変更

第 13 期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第 14 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
--	--

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しています。従来の資本の部の合計に相当する金額は6,645,840千円です。なお、貸借対照表の純資産の部については、当事業年度より財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しています。 (2) 収益の計上基準 投資顧問料収入のうち成功報酬については、従来、顧客との投資顧問契約に定める計算方法により期中に確定した報酬金額、及び各事業年度末に契約解除したと仮定した場合における契約上收受すべき報酬金額を収益として計上していましたが、報酬金額確定時にその報酬金額を収益として計上する方法へと変更いたしました。今後更に成功報酬を伴う契約の可能性が高まる状況において、この変更は、収益認識をより客観的、保守的にを行い、期間損益の適正化を図る目的で行ったものであります。なお、当該変更により営業収益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。	—
--	---

表示方法の変更

第13期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第14期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
(1) 前期において、給与・手当又は賞与に含めて表示しておりました出向者負担金につき、金額的に重要性が増したため、当期より出向者負担金として区分掲記することとしました。前期の給与・手当、賞与に含まれる出向者負担金はそれぞれ、273,715千円、247,239千円です。出向者負担金は出向役員に対するもの199,897千円を含みます。	(1) 前期において、出向者負担金に含めて表示しておりました出向役員に対する報酬は、当期開催の株主総会における決議に基づき、役員報酬に含めて表示しております。なお、当期の役員報酬に含まれる出向役員に対する報酬額は、173,501千円です。また、前期の出向者負担金に含まれる出向役員に対する報酬額は、199,897千円です。 (2) 前期において、法人税、住民税及び事業税を含めた額を法人税等として表示しておりましたが、当期より法人税、住民税及び事業税と表示いたしました。

注記事項（貸借対照表関係）

第13期 [平成19年3月31日現在]	第14期 [平成20年3月31日現在]
1. 有形固定資産の減価償却累計額は、建物5,874千円で、器具備品893千円です。	1. 有形固定資産の減価償却累計額は、建物6,540千円で、器具備品941千円です。

（損益計算書関係）

第13期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第14期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 取締役報酬の限度額は総額（年額）で350百万円であり、監査役報酬の限度額（年額）は、30百万円とすることが、唯一の株主による株主総会に代わる書面決議において、定められています。 また、平成18年9月21日開催の臨時株主総会において、取締役および監査役に対する報酬は同人がモルガン・スタンレーまたはその直接ないし間接の子会社に雇用されている場合は、その職務執行の対価として、報酬、賞与その他の財産上の利益を供与しないこととすると決議されました。 2. 法人税等には、法人税、住民税及び事業税が含まれております。	—

（株主資本等変動計算書）

第13期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第14期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
--------------------------------------	--------------------------------------

1. 発行済株式に関する事項 株式の種類 普通株式 前期末株式数 4,502株 当期増加株式数 0株 当期減少株式数 0株 当期末株式数 4,502株	1. 発行済株式に関する事項 株式の種類 普通株式 前期末株式数 4,502 株 当期増加株式数 - 株 当期減少株式数 - 株 当期末株式数 4,502 株 2. 配当に関する事項 平成19年10月24日開催の取締役会において、平成19年9月30日現在の株主名簿に記載された株主に対する当期配当に関し次のように決議しました。 配当金の総額 3,500,000千円 1株当たりの金額 777,432円 支払請求の効力発生日 平成19年11月12日
---	--

(リース取引関係)

第 13 期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第 14 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
リース物件の所有権が借主に移転するとみとめられるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 取得価額相当額 26,091千円 減価償却累計額相当額 24,903千円 期末残高相当額 1,188千円 2. 未経過リース料期末残高相当額（利息相当額を除く） 一年内 1,228千円 一年超 - 千円 合 計 1,228千円 3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 3,642千円 減価償却費相当額 3,488千円 支払利息相当額 49千円 4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転するとみとめられるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 取得価額相当額 12,562千円 減価償却累計額相当額 12,562千円 期末残高相当額 0千円 2. 未経過リース料期末残高相当額（利息相当額を除く） 一年内 - 千円 一年超 - 千円 合 計 - 千円 3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,235千円 減価償却費相当額 1,188千円 支払利息相当額 6千円 4. 減価償却費相当額の算定方法 同 左 5. 利息相当額の算定方法 同 左

(有価証券関係)

第 13 期 [平成19年3月31日現在]				
その他有価証券で時価のあるもの				
	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	200	202	2
	合計	200	202	2

第 14 期 [平成20年3月31日現在]

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日）

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式等	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,000	6,114	885
	合計	7,000	6,114	885

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
9,451	5	754

(デリバティブ取引関係)

第 13 期 自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日	第 14 期 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日
該当事項はありません。	当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付会計)

第 13 期 自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日	第 14 期 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日												
採用している退職給付制度の概要 1. 当社は、確定拠出型適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しています。また、一部従業員を対象に追加退職金制度を設けています。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>1,237,442千円</td></tr> <tr> <td>年金資産残高</td><td>-</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>1,237,442千円</u></td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 252,027千円	退職給付債務	1,237,442千円	年金資産残高	-	退職給付引当金	<u>1,237,442千円</u>	採用している退職給付制度の概要 1. 同 左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>1,449,564千円</td></tr> <tr> <td>年金資産残高</td><td>-</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>1,449,564千円</u></td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 313,338千円	退職給付債務	1,449,564千円	年金資産残高	-	退職給付引当金	<u>1,449,564千円</u>
退職給付債務	1,237,442千円												
年金資産残高	-												
退職給付引当金	<u>1,237,442千円</u>												
退職給付債務	1,449,564千円												
年金資産残高	-												
退職給付引当金	<u>1,449,564千円</u>												

(税効果会計関係)

第 13 期 [平成 19 年 3 月 31 日現在]	第 14 期 [平成 20 年 3 月 31 日現在]																																				
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (流動の部) <table> <tr> <td>賞与引当金</td><td>98,040千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td><u>51,009千円</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>149,049千円</td></tr> <tr> <td>未収事業税</td><td><u>32,552千円</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td><u>32,552千円</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td><u>116,497千円</u></td></tr> </table> (固定の部) <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>503,515千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>40,688千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td><u>2千円</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td><u>544,206千円</u></td></tr> </table>	賞与引当金	98,040千円	未払費用	<u>51,009千円</u>	繰延税金資産合計	149,049千円	未収事業税	<u>32,552千円</u>	繰延税金負債合計	<u>32,552千円</u>	繰延税金資産の純額	<u>116,497千円</u>	退職給付引当金	503,515千円	投資有価証券評価損	40,688千円	その他	<u>2千円</u>	繰延税金資産の純額	<u>544,206千円</u>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (流動の部) <table> <tr> <td>賞与引当金</td><td>108,294千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>48,664千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td><u>29,296千円</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>186,256千円</td></tr> </table> (固定の部) <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>589,827千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>41,050千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td><u>2千円</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td><u>630,880千円</u></td></tr> </table>	賞与引当金	108,294千円	未払費用	48,664千円	未払事業税	<u>29,296千円</u>	繰延税金資産合計	186,256千円	退職給付引当金	589,827千円	投資有価証券評価損	41,050千円	その他	<u>2千円</u>	繰延税金資産合計	<u>630,880千円</u>
賞与引当金	98,040千円																																				
未払費用	<u>51,009千円</u>																																				
繰延税金資産合計	149,049千円																																				
未収事業税	<u>32,552千円</u>																																				
繰延税金負債合計	<u>32,552千円</u>																																				
繰延税金資産の純額	<u>116,497千円</u>																																				
退職給付引当金	503,515千円																																				
投資有価証券評価損	40,688千円																																				
その他	<u>2千円</u>																																				
繰延税金資産の純額	<u>544,206千円</u>																																				
賞与引当金	108,294千円																																				
未払費用	48,664千円																																				
未払事業税	<u>29,296千円</u>																																				
繰延税金資産合計	186,256千円																																				
退職給付引当金	589,827千円																																				
投資有価証券評価損	41,050千円																																				
その他	<u>2千円</u>																																				
繰延税金資産合計	<u>630,880千円</u>																																				

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳	
(単位：％)		(単位：％)	
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
永久に損金に算入されない項目	3.4	永久に損金に算入されない項目	5.1
住民税均等割額	0.2	住民税均等割額	0.2
その他	0.1	その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>44.3</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>45.9</u>

（関連当事者との取引）

第13期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

3. 子会社等

該当はありません。

4. 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・インターナショナル・インコーポレーテッド	米国 デラウェア州	25,001 米ドル	特別目的会社	20% （間接）	なし	当社への社員派遣	人材派遣	550,677千円	未払費用	53,861千円

取引決定条件及び取引条件の決定方針：社員派遣時の契約に基づき決定しております。

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	米国 ニューヨーク州	25,000 米ドル	投資顧問業	0%	なし	委託契約	投資顧問料等	1,355,501千円	未収収益	63,050千円
								委託調査費	1,496,679千円	未払費用	336,525千円
								外部委託費	477,208千円		
								経営指導料	706,620千円		

取引決定条件及び取引条件の決定方針：1. 投資顧問料等については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 委託調査費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 外部委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

4. 経営指導料については、一般的取引条件と同様に決定しております。

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国	743百万 米ドル	投資顧問業	0%	なし	委託契約	投資顧問料等	2,525,101千円	未収収益	200,436千円
								委託調査費 外部委託費	1,176,689千円 370,330千円	未払費用	125,220千円

取引決定条件及び取引条件の決定方針：1. 投資顧問料等については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 委託調査費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 外部委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	モルガン・スタンレー証券株式会社	日本	1,574 億円	証券業	0%	なし	事務委託契約	IT、管理部門に係る人件費、その他一般管理費の立替金の支払い	1,487,193千円	未払費用	254,265千円

取引決定条件及び取引条件の決定方針：一般的取引条件と同様に決定しております。

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	日本	1,000万円	モルガン・スタンレー・グループにおける人事関連サービスの提供	0%	なし	当社への社員派遣	人材派遣	277,433千円	未払費用	130,110千円

取引決定条件及び取引条件の決定方針： 社員派遣時の契約に基づき決定しております。

第14期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等
該当はありません。

2. 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

3. 子会社等
該当はありません。

4. 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
最終親会社の子会社	モルガン・スタンレー・インターナショナル・インコーポレーテッド	米国 デラウェア州	5,754 百万 米ドル	モルガン・スタンレー・グループにおける人事関連サービスの提供	18% （間接）	なし	当社への社員派遣（出向）	人材派遣 （グループ会社への社員の出向）	522,613千円	未払費用	76,549千円

取引決定条件及び取引条件の決定方針： 社員出向時の契約に基づき決定しております。

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
最終親会社の子会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	米国 ニューヨーク州	25,000 米ドル	投資顧問業	0%	なし	委託契約	投資顧問料等	1,343,975千円	未収収益	57,475千円
								委託調査費	1,747,501千円	未払費用	177,742千円
								外部委託費	403,610千円		
								営業雑経費その他	2,019千円		
								経営指導料	777,691千円		

取引決定条件及び取引条件の決定方針： 1. 投資顧問料等については、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 委託調査費については、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 外部委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。
4. 営業雑経費その他については、一般的取引条件と同様に決定しております。
5. 経営指導料については、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッドより提示された料率を基礎として当該会社の4半期ごとに決定しています。

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
最終親会社の間接子会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	743百万 米ドル	投資顧問業	0%	なし	委託契約	投資顧問料等	2,679,308千円	未収収益	119,838千円
								委託調査費	1,915,065千円	未払費用	166,102千円
								外部委託費	425,266千円		

取引決定条件及び取引条件の決定方針： １．投資顧問料等については、一般的取引条件と同様に決定しております。
 ２．委託調査費については、一般的取引条件と同様に決定しております。
 ３．外部委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	モルガン・スタンレー証券株式会社	日本東京都渋谷区	992億円	金融商品取引業	0%	なし	事務委託契約	IT、管理部門に係る人件費、その他一般管理費の立替金の支払い	1,503,643千円	未払費用	218,021千円

取引決定条件及び取引条件の決定方針： 一般取引条件と同様に決定しております。

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権などの所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	日本東京都渋谷区	1,000万円	モルガン・スタンレー・グループにおける人事関連サービスの提供	0%	なし	当社への社員派遣（出向）	人材派遣（グループ会社への社員の出向）	365,410千円	未払費用	42,106千円

取引決定条件及び取引条件の決定方針： 社員出向時の契約に基づき決定しております。

（１株当たり情報）

第 13 期 [平成 19 年 3 月 31 日現在]	第 14 期 [平成 20 年 3 月 31 日現在]																
1. 1株当たり純資産額 1,476,197円 2. 1株当たり当期純利益 184,657円 3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。 第13期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) <table border="1"> <tr> <td>当期純利益</td><td>831,326千円</td></tr> <tr> <td>普通株式に帰属しない金額</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>普通株式にかかる当期純利益</td><td>831,326千円</td></tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数</td><td>4,502株</td></tr> </table>	当期純利益	831,326千円	普通株式に帰属しない金額	- 千円	普通株式にかかる当期純利益	831,326千円	普通株式の期中平均株式数	4,502株	1. 1株当たり純資産額 820,711円 2. 1株当たり当期純利益 122,063円 3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。 第14期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) <table border="1"> <tr> <td>当期純利益</td><td>549,530千円</td></tr> <tr> <td>普通株式に帰属しない金額</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>普通株式にかかる当期純利益</td><td>549,530千円</td></tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数</td><td>4,502株</td></tr> </table>	当期純利益	549,530千円	普通株式に帰属しない金額	- 千円	普通株式にかかる当期純利益	549,530千円	普通株式の期中平均株式数	4,502株
当期純利益	831,326千円																
普通株式に帰属しない金額	- 千円																
普通株式にかかる当期純利益	831,326千円																
普通株式の期中平均株式数	4,502株																
当期純利益	549,530千円																
普通株式に帰属しない金額	- 千円																
普通株式にかかる当期純利益	549,530千円																
普通株式の期中平均株式数	4,502株																

（重要な後発事象）

第 13 期 自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日	第 14 期 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日
-	該当事項はありません。

[次へ](#)

(1) 中間財務諸表等
中間貸借対照表

科 目	第15期 中間会計期末 [平成20年9月30日]	
	金 額（千円）	構成比（%）
資産の部		
流動資産		
預金	3,524,656	
前払費用	21,936	
未収委託者報酬	1,109,838	
未収収益	1,676,305	
繰延税金資産	141,909	
その他	1,062	
流動資産計	6,475,709	91.4
固定資産		
有形固定資産	4,741	
投資その他の資産		
投資有価証券	3,171	
繰延税金資産	600,507	
その他	220	
固定資産計	608,640	8.6
資産合計	7,084,350	100.0
負債の部		
流動負債		
未払金	487,393	
未払費用	1,225,098	
未払賞与等	214,079	
未払法人税等	10,000	
前受収益	38,110	
その他	28,336	
流動負債計	2,003,018	28.3
固定負債		
退職給付引当金	1,477,213	
固定負債計	1,477,213	20.9
負債合計	3,480,231	49.1
純資産の部		
株主資本		
1 資本金	990,000	14.0
2 資本剰余金		
資本準備金	765,000	
資本剰余金合計	765,000	10.8
3 利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,849,609	
利益剰余金合計	1,849,609	26.1
株主資本計	3,604,609	50.9
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金	491	0.0
純資産合計	3,604,118	50.9
負債・純資産合計	7,084,350	100.0

中間損益計算書

科 目	第15期 中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日		
	内 訳	金 額（千円）	百分比（％）
営 業 収 益		5,841,921	100.0
委 託 者 報 酬	2,377,624		
投 資 顧 問 料	2,907,997		
そ の 他 営 業 収 益	556,299		
営 業 費 用		3,056,487	52.3
一 般 管 理 費 1		2,699,614	46.2
営 業 利 益		85,819	1.5
営 業 外 収 益 2		4,633	0.1
営 業 外 費 用 3		8,816	0.2
経 常 利 益		81,636	1.4
特 別 損 益 4			
特 別 利 益		50,611	0.9
特 別 損 失		146,333	2.5
税 引 前 中 間 純 損 失		14,086	0.2
法人税、住民税及び事業税	1,977		
法 人 税 等 調 整 額	74,695	76,672	1.3
中 間 純 損 失		90,759	1.6

中間株主資本等変動計算書

第15期 中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						評価・ 換算差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
平成 2 0 年 3 月 3 1 日残高	990,000	765,000	765,000	1,940,368	1,940,368	3,695,368	525	3,694,843
当中間会計期間の変動額								
中間純損失				90,759	90,759	90,759		90,759
株主資本以外の項目の 中間変動額（純額）							34	34
当中間会計期間の変動額 合計	-	-	-	90,759	90,759	90,759	34	90,725
平成 2 0 年 9 月 3 0 日残高	990,000	765,000	765,000	1,849,609	1,849,609	3,604,609	491	3,604,118

（中間財務諸表作成の基本となる重要な事項）

第15期 中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しています。 減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の一株当たりの純資産額を基礎として算出した実質価額が、「帳簿価額」に比べ50%以上下落した場合に全て減損処理を行っています。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物6年～15年、器具及び備品3年～10年となっています。
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上することとしています。当中間会計期間においては、過去に貸倒実績がないことから、貸倒引当金の計上はありません。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務（退職給付に係る中間会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）を計上しています。また、一部従業員を対象に追加退職金制度要支給額も計上しています。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
5. 収益の計上基準	投資顧問料収入には、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された金額、成功報酬は顧客との投資顧問契約で定める計算方法により報酬金額確定時にその報酬金額を収益として計上しております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税および地方消費税の会計処理方法は税抜方式によっています。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第15期 中間会計期末 [平成20年9月30日]	
1. 有形固定資産の減価償却累計額は、7,827千円です。	
2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しています。

（中間損益計算書関係）

第15期 中間会計期間
自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日

1. 有形固定資産の減価償却実施額は、345千円となっています。
2. 営業外収益のうち主要なものは、時効後受取分配金 1,667千円 となっています。
3. 営業外費用のうち主要なものは、時効後支払分配金 7,935千円 となっています。
4. 特別利益は前事業年度分の不動産賃借料の調整にともなうものです。
特別損失は前事業年度分の調整として、委託調査費にともなうものが89,916千円、経営指導料にともなうものが56,417円です。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第15期 中間会計期間
自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日

発行済株式に関する事項

株式の種類	普通株式
前事業年度末株式数	4,502株
当中間会計期間増加株式数	0株
当中間会計期間減少株式数	0株
当中間会計期末株式数	4,502株

（有価証券関係）

第15期 中間会計期末
[平成20年9月30日]

その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	4,000	3,171	828
	合計	4,000	3,171	828

（デリバティブ取引関係）

第15期 中間会計期間
自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日

当社は、デリバティブ取引を利用していないので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第15期 中間会計期間
自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日

１．１株当たり純資産額 800,559円

２．１株当たり中間純損失 20,159円

潜在株式調整後１株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）１株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りです。

中間純損失（千円）	90,759
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式にかかる中間純損失（千円）	90,759
普通株式の期中平均株式数（株）	4,502

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「 」において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「 」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更には、株主総会の決議が必要です。

訴訟その他重要事項

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

中央三井アセット信託銀行株式会社

資本金の額

平成20年9月末日現在の資本金の額は11,000百万円です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
新光証券株式会社	125,167百万円 (平成20年9月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
モルガン・スタンレー証券株式会社	99,299百万円 (平成20年9月末日現在)	

(3) 投資顧問会社

名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

資本金の額

平成20年11月末日現在、約538,804千米ドル（約51,477百万円）です。

（注）発行済み普通株式と払込資本の合計額、邦貨換算額は、平成20年11月28日現在の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝95.54円）によります。

事業の内容

米国において投資助言・代理業および投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、ファンドの信託業務の一部を委託することがあります。

<日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の概要>

資本金の額

平成20年9月末日現在の資本金の額は51,000百万円です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

本ファンドの受益権の募集の取扱および販売業務、受益権の買取り、信託契約の一部解約事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社との運用の指図に関する権限の委託契約に基づき、投資信託財産の運用の指図等を行います。

3【資本関係】

委託会社と上記の関係法人との間には直接の資本関係はありません。

第3【参考情報】

当特定期間中に提出された書類および提出年月日は以下の通りです。

臨時報告書（第121期）	平成20年5月13日
臨時報告書（第122期）	平成20年6月11日
臨時報告書（第123期）	平成20年7月11日
有価証券届出書	平成20年8月12日
有価証券報告書（第20特定期間）	平成20年8月12日
臨時報告書（第124期）	平成20年8月19日
臨時報告書（第125期）	平成20年9月11日
臨時報告書（第126期）	平成20年10月15日

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 勝 又 三 郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山 田 信 之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・

ファンドの平成19年11月13日から平成20年5月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンドの平成20年5月

12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．前特定期間の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村山周平 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤嘉雄 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 勝 又 三 郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山 田 信 之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・

ファンドの平成20年5月13日から平成20年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンドの平成20年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村山周平 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤嘉雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年1月20日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 村山周平 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤嘉雄 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。